報告資料5

小牧市景観計画

目 次

序 章 景観計画の策定について·······	ı
「景観」とは	I
2 まちの将来像	2
3 景観計画策定の目的	4
4 景観計画の位置づけ 5	ō
5 景観法に基づく景観計画に定める事項 (ó
6 景観行政団体の役割及びできることとは	7
7 まちづくりの推進	3
第1章 小牧市の景観特性	α
1 小牧市の概況 ····································	
- 小牧中の概况 ····································	
2 京観符性····································	
4 景観阻害要因	
5 歴史·文化的資源····································	
6 景観に対する市民の意識	
7 景観形成上の問題・課題	9
第2章 計画の理念・テーマ2	I
第3章 景観計画を定める区域	2
第4章 良好な景観の形成に関する方針	
全体の方針2	
2 まとまりのある4地区ごとの景観24	
3 骨格や縁取りとしての4つの景観軸22	
4 特徴ある景観を有する2つのエリア30	6
5 景観区域44	4
6 景観重点地区の選定	١
第5章 行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第2号)5	3
地区の景観形成基準5	3
2 届出の対象及び行為の制限50	6
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針52	8
I 景観重要建造物(景観法第8条第2項第3号)····································	
2 景観重要樹木(景観法第8条第2項第3号)	

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する

		行為の制限に関する事項 …60
- 1	規制誘導	60
	屋外広告物の景観形成基準	
2	屋外仏古物の京観形成基本····································	
第8	章 景観重要公共施設の整備に関する事項	62
1	景観重要公共施設の指定方針	62
第9	章 計画の推進	63
1	都市景観形成の主体と役割分担	63
2	都市景観形成の実現方策	64
3	景観形成の進捗管理について	76

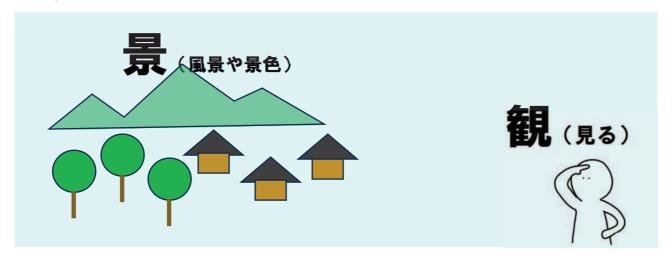


序章 景観計画の策定について

Ⅰ「景観」とは

「景観」という言葉は、「景」と「観」の二つの漢字で表現されています。「景」とは、美しい風景や景色を表す漢字であり、「観」とは、見ることを意味しています。つまり、「景観」とは、美しい風景や景色を見るという意味を持つ言葉になります。

したがって、景観とは単にものの眺めだけではありません。景観が成立するためには、「人が見る」という行為が必要になります。つまり、物理的なものの眺め(=景)を人間が見ること(=観)により成立しています。



また、景観や風景を語る際に「景観十年、風景百年、風土千年」という言い方を耳にします。これは、風景や風土の成り立ちを表しており、こちらのフレーズは、以下のような意味を持っています。

景観十年: 具現化され、人々に認識されます。つまり、ある地域の自然や人々の営みが10年の積み重ねの中で「景観」として形成されるとされています。

風景百年:風景が形成されるまでには約100年はかかる。つまり、約100年の時間をかけて形成され、 その風景が人々に認識されるまでには長い時間がかかるとされています。

風土千年: 風土は約1,000年という途方もない記憶の堆積によって成り立っているとされています。つまり、風土は1,000年以上の歴史や文化、伝統が影響を与えているものであり、その土地特有の風土が形成されるものだとされています。

人が体で感じとる情報の8割は視覚によるものとされていますが、上記の様に歴史や文化、また、感じ方など景観や風景は五感全てを使って現実にはとらえていると考えられます。本計画において視覚によるところが大きくなるかもしれませんが、五感や感じ方なども配慮した計画としていきます。

2 まちの将来像

小牧市では、まちづくり推進計画第 2 次基本計画及び都市計画マスタープランで、以下のようなまちの将来像を示しています。

【まちづくり推進計画第2次基本計画(都市ヴィジョン)】

都市ヴィジョンI:

こども夢・チャレンジ No.I 都市

戦略|:

すべてのこどもたちが夢を育みチャレンジで きる環境を創出



- ・次代の地域を担うこどもたちの様々なチャレンジを地域全体で応援
- ・すべての世代が暮らしやすい、あたたかい支え合いのまちづくり

都市ヴィジョン2:健康・支え合い循環都市 戦略2: "健康・生きがいづくり"と"支え合い の地域づくり"の循環により、自分らしくいきい きと安心して暮らすことができる「活力ある高 齢社会(小牧モデル)」を構築



- ・より豊かな自分らしい人生を送ることができるようにスポーツを通じた健康増進
- ・市民が様々な場面で主体的に活躍できる環境づくり
- ・市民活動や地域自治を充実拡大し「暮らしの安心」を支える地域での支え合い助け合い活動を促進
- ・高齢者をはじめ、市民が安心して暮らし続けることのできる都市

都市ヴィジョン3:魅力・活力創造都市

戦略3:「住みたい」「働きたい」「訪れたい」

魅力あふれる小牧を創造



- ・若い世代が住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めることにより地域を活性化
- ・地域経済を支援し、バランスの良い産業集積を今後も持続的に高める
- ・経済・雇用・財政の基盤が確立された、将来にわたって輝き続ける都市

都市ヴィジョン I では、次代を担うこどもたちがキーポイントです。都市ヴィジョン2では、市民活動や地域 自治の充実拡大により市民が安心して暮らし続けられるようにすることがキーポイントです。都市ヴィジョン3 では、魅力あるまちづくりの推進による地域活性化がキーポイントとして挙げられています。

【都市計画マスタープラン(都市づくりの目標)】

都市計画マスタープランの都市づくりの目標は、5つの視点から目標が定められています。

都市構造の視点

◎中心拠点や地域拠点、名鉄小牧線沿線を中心に居住や都市機能が集積した集約型都市づくり

利便性の高い市街地を中心に居住の維持・誘導を図り、特に名鉄小牧線沿線ではより一層人口等の集積を高めます。さらに、小牧駅周辺から小牧山・市役所周辺にかけてまちなか居住が進み、広域的な都市機能が高度に集積した中心拠点の形成、味岡駅周辺、桃花台センター地区及び藤島地区において日常的な都市機能が集積した地域拠点の形成を図ります。また、各拠点の形成にあわせ公共交通や徒歩などさまざまな交通手段による連携強化などにより、日常生活に必要な生活サービスが身近に確保された暮らしやすい集約型の都市づくりを目指します。

都市活力の視点

◎自然と調和しながら、新しい活力や多様な交流を育む産業基盤づくり

市域の西部及び中央部に広がる既存工業地における土地利用の適正な誘導や中心拠点の活性化、高速 道路や県営名古屋空港など、広域交通体系への恵まれたアクセス利便性や既存ストックを活かし、優良農地 や森林保全とのバランス及び自然との調和に配慮した新たな産業用地や広域交流拠点の形成、活発な産業 活動や多様な交流を支える幹線道路網の充実などにより、自然と調和しながら、新しい活力や多様な交流を 育む産業基盤づくりを目指します。

都市生活の視点

◎自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくり

市民の豊かな暮らしを支える都市機能の誘導による拠点の形成にあわせ、広く分布した日常生活を支える都市機能の維持、集落地等での地域コミュニティの維持や再生・活性化に向けた多様な世代の定住促進・充実した公共交通網を軸とした移動手段の確保、ユニバーサルデザインに配慮した都市空間の形成、災害に強い都市づくりや地域防災力の強化、事前復興準備の取組み推進などにより、自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくりを目指します。

都市環境の視点

◎小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市環境・景観づくり

小牧山や熊野神社等の市街地内の貴重な緑、北東部の丘陵地の広域的な緑、歴史的な環境を形づくる緑等の保全と調和や公共交通の利用促進による CO_2 排出量抑制による環境負荷が少なく緑豊かで快適に暮らせる都市環境づくり、市内を流れる河川や貴重な緑地空間をつなぐ水と緑のネットワークの形成、本市のシンボルである小牧山の景観や中心市街地に残る神社仏閣等をはじめとする市民が誇りを持てる歴史的な環境やまち並みの保全などにより、小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市環境・景観づくりを目指します。

都市運営の視点

◎将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展を続ける都市づくり

集約型の都市構造への転換とあわせて、道路や公園等の都市基盤施設の効率的な改善・更新、公共建築物の施設配置や施設量の適正化、長寿命化対策の促進、公的不動産をはじめとした既存ストックの有効活用、市民・民間事業者と協働した都市づくりの促進や新たな担い手づくりなどにより、都市運営にかかるコストや新たな費用負担を抑制し、将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展する都市づくりを目指します。

3 景観計画策定の目的

本市では、平成13年(2001年)4月に「小牧市都市景観条例」を施行するとともに、本市の都市景観形成に関する基本的な目標と方向性を明らかにし、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための指針となる「小牧市都市景観基本計画」を策定し、都市景観行政に取り組んできました。

その後、平成16年(2004年)に新たに「景観法」が制定され、景観の意義やその整備・保全の必要性が明確に位置付けられたとともに、地方公共団体に対し良好な景観形成に関して施策の策定及び実施する責務が付与され、平成27年(2015年)には計画を改定しました。

また、政令市及び中核市を除く市町村は、都道府県と協議することにより「景観行政団体」に移行でき、 景観法に基づく「景観計画」を策定することで、地域の景観形成の方向に沿った規制誘導を図ることが可 能になることから、より積極的に景観行政を推進することを目的に、令和5年(2023年)6月に景観行政団 体へ移行しました。

上述に加え、本市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」(令和5年度(2023年度)策定)や都市づくりの具体性のある将来ビジョンである「小牧市都市計画マスタープラン」(令和6年度(2024年度)改定)、コンパクトシティの実現に向けた「小牧市立地適正化計画」(令和6年度(2024年度)改定)など関連計画の策定等が行われ、これらの景観行政を取り巻く状況の変化や昨今の新型コロナウイルス感染拡大を契機とした市民ニーズの変化等に対応するため、景観法に基づく「小牧市景観計画」の策定を行うものです。

景観計画を定めることのできる土地の区域は、景観法第8条で下記のとおり定められています。

- 1. 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 2. 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 3. 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 4. 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 5. 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

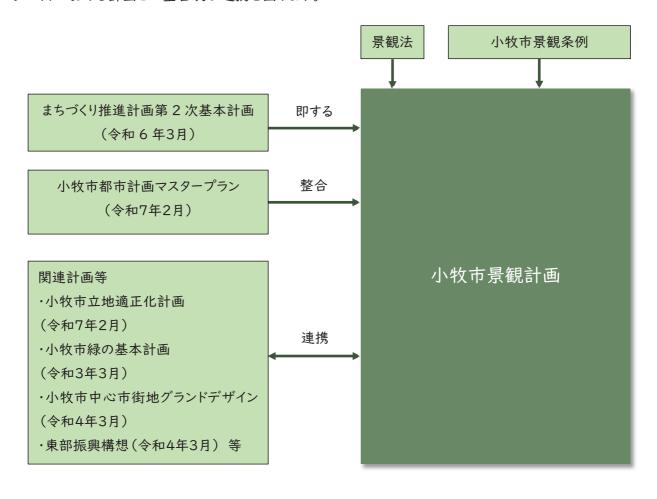
本市は、多様な景観や地域ごとの歴史的文化的資源が豊富にある地域であり、景観計画を定めることのできる土地の区域であると考えます。

上記のことから、景観法に基づく景観計画の策定(現計画の改定)を行い、景観法に基づく景観行政に取り組むことを目的としています。

4 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条第 I 項に基づく「良好な景観の形成に関する計画(景観計画)」として策定します。

また、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法などの関連する様々な法律と連携を図りながら景観施策の推進に取り組むとともに、まちづくり推進計画第2次基本計画や小牧市都市計画マスタープランなどのまちづくりにおける計画との整合及び連携を図ります。



5 景観法に基づく景観計画に定める事項

景観計画では必ず定めなければならない必須事項として、区域、行為の制限及び景観重要建造物又は 景観重要樹木の指定の方針があります。その他、必要とされるものを選択的に選べる事項として、景観形成 に関する方針、屋外広告物に関する事項や景観重要公共施設に関する事項などがあります。

【必須事項】

- 景観計画区域(本編第4章)
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(本編第5章)
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針(本編第6章)

【定めることが望ましい事項】

○ 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針(本編第4章)

【選択事項】

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (本編第7章)
- 景観重要公共施設の整備に関する事項(本編第8章)
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項



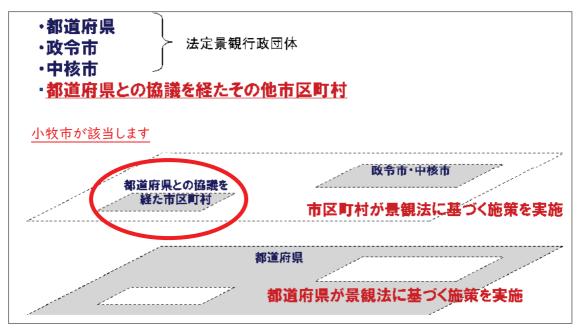
出典:景観法アドバイザリーブック(国土交通省)

6 景観行政団体の役割及びできることとは

(1) 景観行政団体とは

景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことです。都道府県 や政令市、中核市が景観行政団体に該当します。また、前述以外の市町村に関しては、都道府県知事と の協議により景観行政団体になることができます。

景観行政団体になると、愛知県に代わって小牧市で景観計画の策定など景観行政事務を処理することができるようになります。



出典:景観法アドバイザリーブック(国土交通省)に加筆

(2) 景観行政団体への移行

景観計画を定めるには、まず景観行政団体になる必要があります。

景観行政団体とは、「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」をいい、都道府県、政令市、中核市を除く市区町村が景観行政団体になるためには、都道府県との協議が必要です。

小牧市は愛知県との協議を経て、令和5年(2023年)6月1日に景観行政団体へ移行しました。

景観法(抜粋)

第八条 <u>景観行政団体は、</u>都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。

7 まちづくりの推進

本市は、名鉄小牧駅周辺に都市機能が集積し、新たにこまきこども未来館や小牧市中央図書館などの公共施設も立地するなどして、中心市街地を形成し、また、その西側には本市のシンボルである小牧山がランドマークとして位置し、東部丘陵地には、連なる美しい山並みと田園風景が広がるなど、都市機能と自然が調和したまちなみが形成されています。

これらの本市の特徴を活かした景観を保全し、さらなる良好な景観を構築するため、令和5年(2023年) 6月1日に景観行政団体へ移行し、市民や事業者の景観意識の醸成を図り、小牧市民憲章に掲げる「みどりとやすらぎのある美しいまち」の実現を目指します。

本市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」(令和5年度(2023年度)策定)や都市づくりの具体性のある将来ビジョンである「小牧市都市計画マスタープラン」(令和6年度(2024年度)改定)、コンパクトシティの実現に向けた「小牧市立地適正化計画」(令和6年度(2024年度)改定)など関連計画の策定等が行われ、これらの景観行政を取り巻く状況の変化や昨今の新型コロナウイルス感染拡大を契機とした市民ニーズの変化等に対応するため、小牧市景観計画を策定し、この計画に基づく景観施策を推進していきます。

また、本市では令和3年度(2021年度)に中心市街地の活性化に向けたまちづくりの方向性を示す「小牧市中心市街地グランドデザイン」や東部地域のまちづくりの指標となる「東部振興構想」を策定しており、これらの計画の中に示される景観施策についても推進を図ります。

小牧市中心市街地グランドデザイン



■まちの将来像

小牧山や中心市街地の魅力を活かし歩いて楽 しめる活気あるまち

■目指す姿 訪れたいまち 住みたいまち 活力があるまち

東部振興構想



■まちの将来像

人がつながり、支え合い、チャレンジし続けるまち~豊かな自然、快適な住環境と多様な産業が共存するまちづくり~

■ヴィジョン

多様な人が暮らし続けられるまち 多様な職業が共存し、持続できるまち 訪れたくなる、住みたくなる魅力のあるまち



第1章 小牧市の景観特性

I 小牧市の概況

本市は、濃尾平野のほぼ中心部にあり、名古屋市の北方 | 5km 圏内に位置し、市域面積は 6,28 | ha (市街化区域 2,849ha(市域の 45.4%)、市街化調整区域 3,432ha(同 54.6%))で、東西約 | 5km、南北約 9km と東西に細長い市域となっています。

本市では市街化区域と市街化調整区域に線引きしており、緑地の分布状況により、それぞれ異なった 景観を有しています。市街化区域内は、農地のほか、小牧山・岩崎山などの独立峰が特徴的です。一方、 市街化調整区域では、東部丘陵地にまとまった山林が残っており、農地は大山川、八田川などの流域や 西部の平野部に広がるなど、面的な広がりを持つ景観を有しています。

また、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風を契機に、積極的な工場誘致と大型団地の誘致を図ってきました。高度経済成長期に入ると、名古屋空港、名神高速道路・東名高速道路・中央自動車道の3大ハイウェイの結節点という立地条件にも恵まれ「小牧菜どころ米どころ」といわれたかつての田園都市から、陸上交通要衝市の性格を有する内陸工業都市へと大きく変貌し、発展しました。

一方、四季折々の景観が楽しめる本市のシンボルである小牧山は、天下統一を目指す織田信長がここに築城して戦国の風雲の中に登場しました。「本能寺の変」(天正10年(1582年))のあと、次の覇者、豊臣秀吉が徳川家康と小牧山をめぐる攻防戦を展開した「小牧・長久手の合戦」で歴史にその名をとどめており、昭和2年(1927年)には国の史跡指定を受けました。

さらに、上街道やきよすみち、うつつみち等の歴史的な街道や田縣神社の豊年祭、江戸時代から続く 秋葉祭の勇壮な山車など、歴史と豊かな文化が感じられるまちでもあります。



小牧山:小牧市のランドマークで 織田信長が城を築いた



織田信長



岩崎山:豊臣秀吉が小牧山に対して 城を構えた



秋葉祭: 江戸時代から続く歴史のある祭礼で、四両の山車と木偶(でく・からくり人形)のからくり奉納で名高い



田縣神社の豊年祭:御旅所を出発して男茎形 (現在は大男茎形)が田縣神社に奉納



2 景観特性

本市は中央部を南北に走る名鉄小牧線を概ねの境として、西部地域は主に平野部であり、独立峰である小牧山(標高85.9m)がランドマークとなっています。一方、東部地域は主に丘陵地となっており、東部丘陵がランドマークとなっています。

小牧山は平坦な地形の西部地域において際立った地形的特徴であり、歴史的にみても本市のシンボルといえるランドマークです。また、小牧駅からこの小牧山にかけては、交通の拠点、商業施設、公共施設が立地し、多くの人々が集まるノードにもなっています。

東部丘陵の尾根線は小牧山と並んで本市の景観構造の主要な要素であり、過去より変わらない本地域の自然特性を示すものです。

東部丘陵から西へと流れる大山川をはじめ、市内を縦横に流れる河川は、本市において変わらない地形地物であり、それに沿った農地、集落地等とともに水と緑の骨格軸を形成しています。

都市的な骨格軸としては縦横に格子状に整備された幹線道路が挙げられます。そのなかでも名古屋 高速小牧線、東名・名神高速道路、中央自動車道とそのインターチェンジ、国道41号等主要な幹線道路 のように本市の玄関口といえるもののほか、上街道など、歴史的な特色を持つ軸もあります。

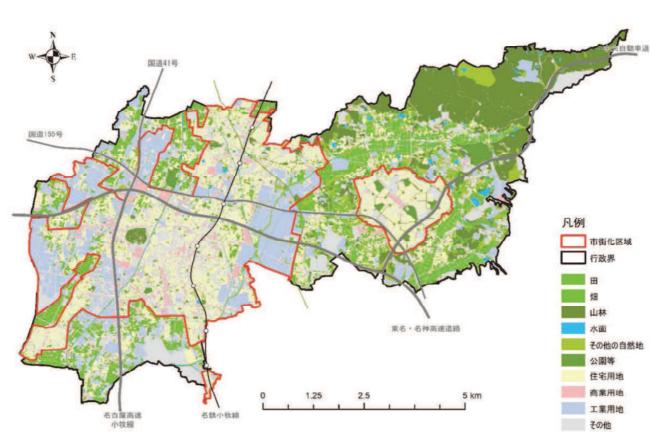


図 景観特性図(出典:小牧市緑の基本計画 緑の分布状況)

3 景観資源

小牧山、東部地域の丘陵地、小牧駅から小牧山にかけての多くの人々が集まる中心市街地エリア、大 山川や合瀬川などの河川、その周辺の農地や集落地、縦横に格子状に整備された幹線道路や上街道な どの様々な本市の景観資源は、大きく分類すると5つの要素(ランドマーク、ノード、エッジ、パス、ディストリ クト) に分類されます。

それらの5つの要素の中でも主要な要素を以下に示します。

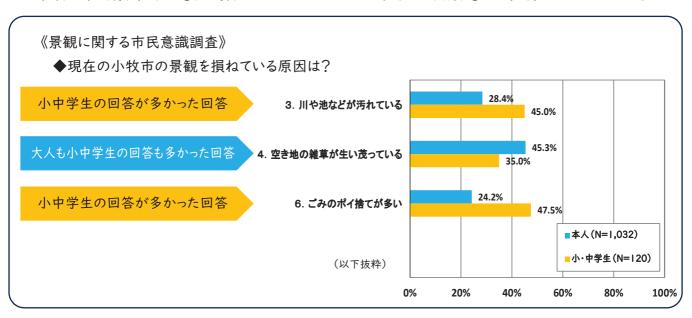
- ■象徴点…都市を象徴する景観(ランドマーク)
- 小牧山、パークアリーナ小牧、市民四季の森、中央図書館 等 【阻害要素】広告物、ごみ 等
- ■縁・境界…地域を区分する景観(エッジ) 東部丘陵の尾根線、河川、道路、鉄道等 【阻害要素】宅地開発、ごみ、自然災害等
- ■結節点・集中点…人が集まる場所の景観(ノード) 駅周辺、都市公園、中央図書館 等 【阻害要素】電柱、広告物、ごみ、放置自転車 等
- ■道・線・軸…人が通る場所の景観(パス) 道路、河川、緑道 等 【阻害要素】ごみ、自然災害 等



図 景観構造図

4 景観阻害要因

景観を損ねている原因について、市民の意識では、「空き地の雑草が生い茂っている」や「川や池などが汚れている」、「ごみのポイ捨てが多い」が多くありましたが、その他にも「電柱・電線が多い」、「屋外広告物や案内標識の乱立」、「建物などの色やデザインの周辺との不調和」など多岐にわたっています。



本市においては、多様な景観が広がっており、それらの景観に対してどういった阻害要因が景観を悪くするのか、他市町の事例写真を見ながら以下に示します。

(1) 自然豊かな景観を阻害する要因

自然豊かな山並みやそれらと連続した周辺の田園や農村集落などとの調和した良好な景観を阻害する要因として、田園の中の大規模な建築物や彩度の高い色彩の建築物、また、土取りなどにより山肌が露出したような景観は景観的な配慮が必要です。



(イメージ写真)

土取りされた山の景観

土取りされた山の地肌が安全上も懸念されます。



(イメージ写真)

田園に建つ高層マンション

高層マンションによりスカイラインを分断し、さらに広々と した田園景観を阻害しています。

(2) 水辺の景観を阻害する要因

河川沿いのオープンで連続した空間は、場所によっては水のせせらぎの音が楽しめたり、水辺に咲く草花を楽しめたり、生き物が生息できる空間であったりしますが、彩度の高い色彩の建築物や景観的に配慮されていない建造物などが露出したりしていると、景観を阻害したり圧迫感を生んでしまいますので、景観的な配慮が必要です。

また、自然が豊かで良い反面、雑草が生い茂っていると利用者が安心して歩けなくなるため、適切な管理も必要となります。



(イメージ写真)

水辺の工場

自然風の川辺に剥き出しの工場は、自然の雰囲気を壊してしまいます。



(イメージ写真)

水辺の散歩道

水辺の散歩道も雑草だらけでは歩けませんし、景観的に も良くありません。

(3) 歴史が感じられるまちなみ景観を阻害する要因

落ち着いた歴史的文化的資源やまちなみは、地域の歴史や文化を感じたり、昔のまちの姿に思いを寄せてみたりすることができますが、電線や電柱が景観資源を阻害したり、落ち着いたまちなみの中に派手な建物があることで全体のまとまり感を阻害することがあります。



(イメージ写真)

趣のある家屋

電線や電柱、自動販売機が、趣ある風景を阻害していま



お城や祭りの風景

せっかくのお城や伝統的な祭りの風景を、電柱や電線が阻害しています。

(イメージ写真)

(4) 住宅地の景観を阻害する要因

落ち着いた雰囲気の住宅地のイメージとして、壁の色が派手であったり、奇抜すぎる建物がなく、適度に緑があり、周りの建物と釣り合うように家を建てる人が多く、壁の色や屋根の色、建物の形も統一感があるイメージがあります。

ただし、ルールがなければ個人の趣味嗜好で高彩度や派手な色合いなどの建物が建てられることもあります。特に大型の建物は周辺に与える影響も大きいために、景観への配慮が必要です。



(イメージ写真)

派手な色のマンション

高彩度色は、落ち着いた住宅地には 合いません。

(5) 商業地や工業地の景観を阻害する要因

商業地は色合いが派手になりがちですし、工業地は建物自体が景観的な配慮が欠ける場合が見受けられます。高彩度な色彩や、平面的で大きく単調な壁面などは景観的な配慮が必要です。

また、商業地の中でも幹線道路沿いなどの車利用者を対象とした店舗では、車利用者がわかりやすいように派手で大きな屋外広告物がまちなみを乱しています。

屋外広告物の全市的なコントロールや、緑化などのルールの検討が必要です。



(イメージ写真)

混在した沿道の眺め

沿道商業地のこのような眺めは混在した景観ですが、決 して良い景観ではありません。



(イメージ写真)

単調な壁面の工場

汚れたスレートばりも景観的に良くありませんが、単調な 壁面や緑の少ない外構は景観的に良くありません。

5 歴史·文化的資源

本市には国指定史跡である小牧山をはじめとして、多くの文化財が存在し、建造物だけではなく、樹齢何百年という天然記念物として文化財指定されている樹木も点在しています。

また、文化財だけではなく、各地域には古くから地域に根付いた趣のある社寺も多く見られます。

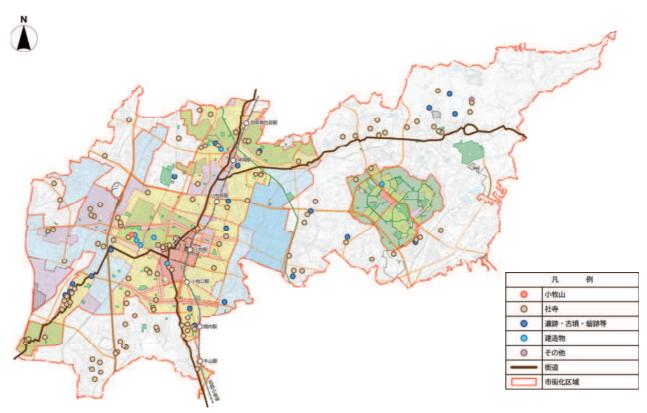


図 建築物等及び街道分布図(出典:小牧の文化財地図 訪ね歩きマップ)

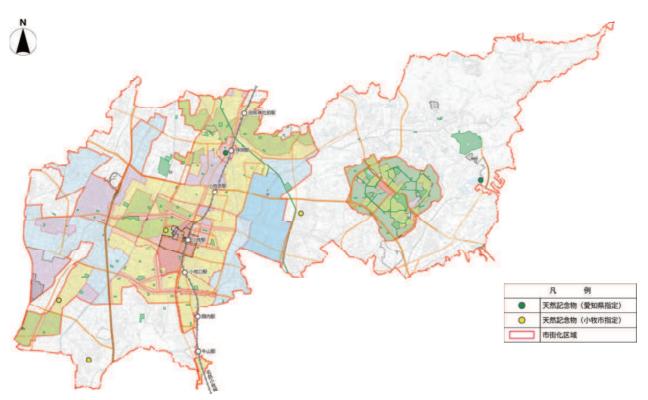


図 天然記念物の樹木分布図(出典:小牧市 HP)

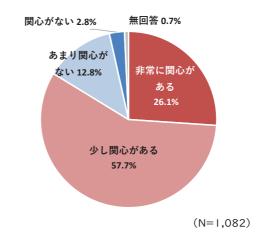
6 景観に対する市民の意識

景観計画策定に伴い、景観に関する市民意識調査を行いました。その結果からみる市民の景観に対する意識は以下のとおりとなっています。

(1) 景観に対する市民の意識

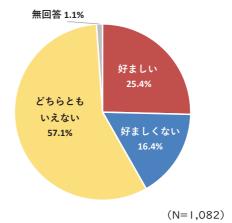
①景観への関心度

市内のまちなみや景観について、「非常に関心がある」「少し関心がある」人の割合は8割を超えており、大多数の方が関心を持っているといえます。



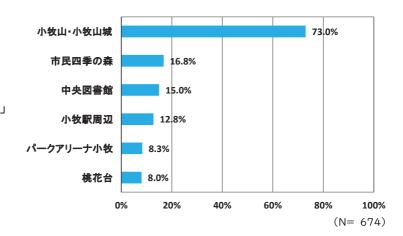
②現在の小牧市の景観の評価

現在の本市の景観について、「好ましい」と感じている人が約25%と「好ましくない」と感じている人の約16%より上回っています。しかしながら、「どちらともいえない」と感じている人が約57%と半数以上を占めており、問題であると思われます。



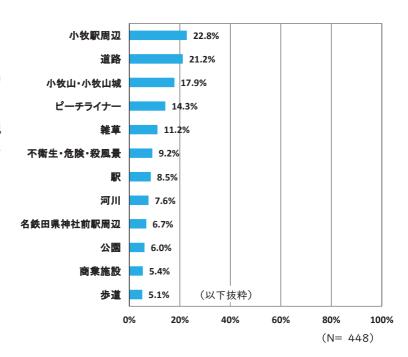
③小牧市の好ましい景観

小牧市内の好ましいと感じている景観は、「小牧山・小牧山城」が最も多く約73%を占め、次いで「市民四季の森」が約17%となっており、「小牧山・小牧山城」の景観が市民に特に好まれていることが分かります。



④小牧市の好ましくない景観

小牧市内の好ましくないと感じている 景観は、「小牧駅周辺」が最も多く約 23%を占め、次いで「道路」が約21%と なっています。また、好ましいと感じる景観 である「小牧山・小牧山城」も好ましくな い景観として約18%と高くなっています。

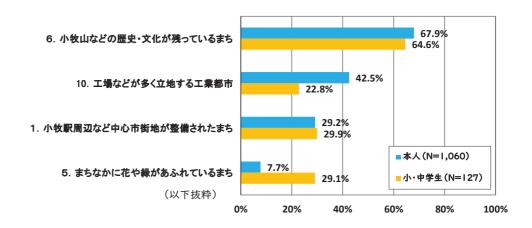


⑤小牧市のイメージについて

小牧市のイメージについては、大人も子どもも「小牧山などの歴史・文化が残っているまち」が最も 多く、大人で約 68%、子どもが約 65%を占めました。

次いで大人は「工場などが多く立地する工業都市」が多く約43%となっています。

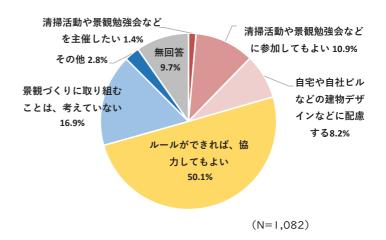
また、回答者と同居する小・中学生については、「小牧山などの歴史・文化が残っているまち」に次いで「小牧駅周辺など中心市街地が整備されたまち」が約30%となっています。



⑥景観づくりへの参加

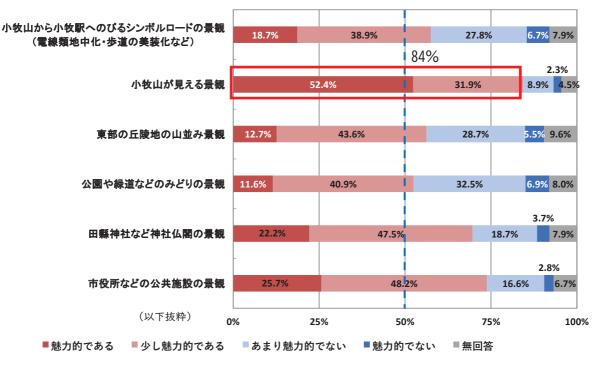
景観づくりへの参加については、「ルールができれば、協力してもよい」が最も高く約50%を占め、次いで「清掃活動や景観勉強会などに参加してもよい」が約11%となっています。

一方、「景観づくりに取り組むことは、考えていない」人も約17%を占めています。



⑦小牧市の景観の魅力度

小牧市の魅力的な景観は、「小牧山が見える景観」が最も多く約84%を占め、次いで「市役所などの公共施設の景観」が約74%となっています。



(N=1,082)

7 景観形成上の問題・課題

(1) 課題と方向性

市域の景観の特性や市民の意識、これまでの取組等を踏まえ、今後の景観に関する主要課題は以下のとおりです。

市の景観特性

- ・本市は中央部を南北に走る名鉄小牧線を概ねの境として、西部地域は主に平野部であり、小牧山がランドマークとなっている。一方、東部地域は主に丘陵地となっており、東部丘陵がランドマークとなっている。
- ・小牧山は平坦な地形の西部地域において際立った地形的特徴であり、歴史的にみても本市のシンボルといえるランドマークである。また、小牧駅からこの小牧山にかけては、交通の拠点、商業施設、公共施設が立地し、多くの人々が集まるノードにもなっている。
- ・東部丘陵の尾根線は小牧山と並んで本市の景観構造の主要な要素であり、過去より変わらない本地域の自然特性を示すものである。
- ・東部丘陵から西へ流れる大山川をはじめ、市内を縦横に流れる河川は、本市において変わらない地形地物であり、それに沿った農地、 集落地等とともに水と緑の骨格軸を形成している。
- ・都市的な骨格軸としては縦横に格子状に整備された幹線道路が挙げられる。そのなかでも、名古屋高速小牧線、東名・名神、中央自動車道とそのインターチェンジ、国道41号等主要な幹線道路のように、本市の玄関口といえるもののほか、旧木曽街道など、歴史的な特色を持つ軸もある。

景観阻害要因

- □まとまりのない沿道建物のデザイ ンや色彩
- □眺望景観を阻害し交錯する電線類
- □緑の景観、尾根線のエッジを乱す 聞登
- □河川や池が汚れている
- □自然景観や歴史的景観になじまな い屋外広告物
- □大型で派手な屋外広告物
- 口ごみのポイ捨て
- □道路や空き地の雑草など

景観に関する市民の意識

- □まちなみや景観は「少し関心がある」「非常に関心がある」が8割以上
- □現在の市の景観が好ましいかどうかについて、「どちらともいえない」人が半数以上(57.1%)
- □市内の好ましい景観は、「小牧山・小牧山城」(73.0%)
- □好ましくない景観は、「小牧駅周辺」の景観(22.8%)
- □市の景観を損ねている原因は、「空き地の雑草が生い茂っている」が 45.3%
- □小中学生にとって市の景観を損ねている原因は「ごみのポイ捨てが多い」が 47.5%と高くなっている。
- □景観づくりへの参加は、「ルールができれば、協力してもよい」が 50.1%

これまでの取組み

- ·小牧市都市景観条例及び施行規則施 行(平成13年3月28日)
- ・小牧市都市景観形成重点区域の指定 (平成15年4月18日)
- ·小牧市都市景観基本計画改定(平成 27年3月)
- ・都市景観形成重点地域の景観を守る会(都市景観団体)認定(令和2年6月 12日)
- ・景観行政団体へ移行(令和5年6月I 日)

上位計画による位置づけ

- □都市計画マスタープラン(R2.2)
- ①小牧山の景観に関する基本方針
- ②東部丘陵の景観に関する基本方針
- ③中心市街地の景観に関する基本方針
- ④住宅地·工業地の身近な景観に関する基本方針
- ⑤都市の軸の景観に関する基本方針

現計画の評価・分析

- □景観施策、届出制度等の整理
- □市民意識変化の把握
- ・景観への関心は大きく変わらず8割を維持
- 市のイメージ
- 「中心市街地が整備されたまち」
- 「小牧山などの歴史・文化が残っているまち」
- 「工場などが多く立地する工業都市」

(2) 景観形成の課題と取組の方向性の整理

市域の景観の特性や市民の意識、これまでの取組等を踏まえ、今後の景観に関する主要課題は以下のとおりです。

今後のまちづくりに向けた課題と取組みの方向性の整理

□小牧山周辺の景観に関する課題と取組の方向性

【課題】

- ・市のシンボルである小牧山の景観保全
- ・小牧山周辺の市街地の景観の質を維持

【取組の方向性】

- →小牧山の眺望を妨げる建築物等の規制誘導、道路、河川、公園等における緑化の推進
- □東部丘陵の景観に関する課題と取組の方向性

【課題】

・東部丘陵の稜線(スカイライン)の景観保全

【取組の方向性】

- →東部丘陵の眺望を妨げる建築物等の規制誘導、建築物や屋外広告物の大きさや色彩等の規制誘導
- □中心市街地の景観に関する課題と取組の方向性

【課題】

- ・人が集まる拠点を活かした賑わいと魅力のあるまちなみの形成
- ・都市景観形成重点区域における趣のある景観の維持

【取組の方向性】

- →小牧山の眺望を妨げる建築物等の規制誘導、重点区域における建築物、広告物等の規制
- □住宅地・工業地・田園地等の身近な景観に関する課題と取組の方向性

【課題】

- ・住宅地:地域の特性を活かしたまちなみの形成(桃花台、小牧山城下町)
- ・工業地:周辺の住宅地や田園地等と調和が図られるまちなみの形成
- ・田園地:身近に感じられる自然景観として保全

【取組の方向性】

- →大規模開発等の規制誘導、道路、河川、公園等における緑化の推進
- □都市の軸の景観に関する課題と取組の方向性

【課題】

- ・道路軸:主要道路における沿道景観の保全
- ・鉄道軸:ランドマーク性のある駅の景観形成、車窓景観の改善
- ・河川軸:河川堤防からみた景観の保全、美しい水辺空間の確保
- ・歴史軸:街道をはじめとする歴史、文化財等を活かした景観形成

【取組の方向性】

→道路、河川、公園等における緑化の推進、沿道建築物や広告物等の規制誘導、景観資源の保全及び その周辺の景観形成







第2章 計画の理念・テーマ

本市のまちづくりの指針である「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」の都市ヴィジョン3は、「魅力・活力創造都市」を目指しており、戦略3として、「住みたい」「働きたい」「訪れたい」魅力あふれる小牧を創造するとしています。その要素の一つを担うのが「景観づくり」です。

景観形成の大きなポイントは、子どもから大人まで好ましい景観として捉えられている小牧山です。この緑と歴史のシンボルである小牧山の景観をはじめとして、市内にある景観を守り育むこと、また、市民、事業者、行政が協働し、このまちに暮らす人々が誇りや愛着が持てるようにすることが大切です。

そこで基本理念を定め、具体的に取り組みやすくするために、テーマを定めることとします。

小牧市都市計画マスタープラン等

市民意識調査

【基本理念】

人と緑と歴史をつなぐ 魅力あふれる小牧の創造

私たちが暮らす小牧市は、市街地には公園や街路樹、住宅の庭木などの緑がつながり、田園地域から東部丘陵地にかけては豊かな緑の景観が眺められます。

特に市街地には、市民の誇りであるシンボルの国史跡小牧山があり、小牧山を眺めることも、小牧山から我がまちを眺めることも可能です。

また、昔の趣はずいぶん減ってしまいましたが、古くからの街道には社寺や道標などから随所に その地域の歴史を偲ぶことができます。

「人と緑と歴史がつながり 魅力があふれ 子どもから大人まで誇りや愛着が持てる 美しいまち」の創造を目指します。

【テーマ】

■小牧のシンボルである小牧山の景観を守り、育む

小牧山 (標高 85.9m) は、本市のランドマークであり、子どもから大人まで愛着を持たれており、「市街地から見える小牧山」と「小牧山から眺める市街地」の二つの視点から、小牧山の景観を守り、育みます。

- ■地域の特性にあった景観を守り、育む 本市の多様な景観や、その地域ごとの特性に合った景観を守り、育みます。
- ■愛着や誇りが持てるように歴史の景観を守り、育む 子どもから大人まで愛着や誇りを持ち続けられるように、市内の歴史的な景観を大切にし、守り、育みます。
- ■緑とやすらぎが感じられる景観を守り、育む 東部丘陵の森林や、まとまりのある田園などの緑はやすらぎを感じられることから、これらの景観を守り、育みます。
- ■「市民」、「事業者」、「行政」が協働して景観を守り、育む 都市景観の形成については、行政が行う道路や公園などの公共空間と、大多数を占める宅地や樹林地、 農地などの民有空間の景観整備が大切なため、各主体が協働して景観を守り、育むことが大切です。



本市が平成13年(2001年)に施行した「小牧市都市景観条例」は、市の全域を対象として良好な都市景観の形成を目指し、これまで景観行政を推進してきました。

本市には、市内のさまざまな場所に、それぞれの特色を持った景観資源が豊富に存在しています。

これまでの条例制定の経緯も踏まえ、今後も本市の全域にわたって良好な景観を守り、育んでいく必要があると考え、「景観計画区域」は**市の全域**とします。

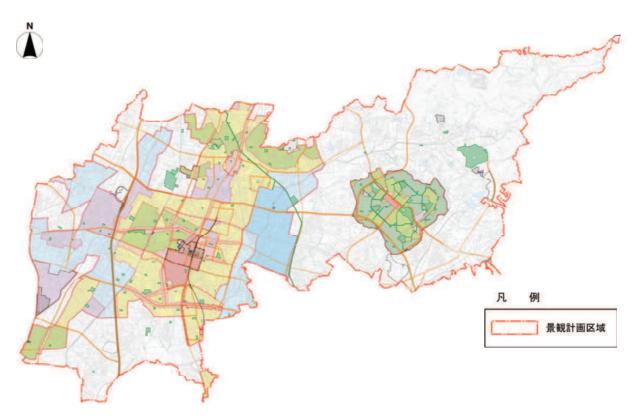


図 景観計画区域



第4章 良好な景観の形成に関する方針

I 全体の方針

良好な景観形成の取組の方針を地域、軸、エリアの特徴ある区分ごとに課題を整理し、それらに対する景観形成の取組の方針を以下に示します。

		課題	取組の方向性(方針)
	住宅地区	・地域の特性を活かしたまちなみの形成 (桃花台、小牧山城下町)	・大規模開発等の規制誘導・道路、河川、公園等における緑化の推進
地域	工業地区	・周辺の住宅地や田園地等と調和が図 られるまちなみの形成	
	田園地区	・身近に感じられる自然景観として保全	
	東部丘陵地区	・東部丘陵の稜線(スカイライン)の景観保全	・東部丘陵の眺望を妨げる建築物等の 規制誘導・建築物や屋外広告物の大きさや色彩 等の規制誘導
	道路軸	・主要道路における沿道景観の保全	
ᆂᅭ	鉄道軸	・ランドマーク性のある駅の景観形成 ・車窓景観の改善	・道路、河川、公園等における緑化の推進・沿道建築物や広告物等の規制誘導
軸	河川軸	・河川堤防からみた景観の保全 ・美しい水辺空間の確保	
	歴史軸	・街道をはじめとする歴史、文化財等を 活かした景観形成	・景観資源の保全及びその周辺の景観形成
エ	小牧山エリア	・市のシンボルである小牧山の景観保全 ・小牧山周辺の市街地の景観の質を維持	・小牧山の眺望を妨げる建築物等の規制誘導・道路、河川、公園等における緑化の推進
エリア	中心市街地エリア	・人が集まる拠点を活かした賑わいと魅力のあるまちなみの形成 ・都市景観形成重点区域における趣のある景観の維持	・小牧山の眺望を妨げる建築物等の規制誘導・重点区域における建築物、広告物等の規制

2 まとまりのある4地区ごとの景観

特徴的なまとまりを形成している要素に着目し、まとまりある地域ごとの景観について以下に整理しました。

【考え方】

多様な景観を持つ本市を景観特性により『住宅地区』、『工業地区』、『田園地区』、『東部丘陵地区』の4つの地区にゾーニングし、それぞれの景観保全や景観調和に配慮することで、本市の景観の基盤を形成します。

(1) 住宅地区

住宅地の中でも身近に緑が感じられ、地域の特性を活かしたまちなみの形成を図ります。



▲住宅地景観

(2)工業地区

周辺の住宅地や田園地等と調和が図られる緑豊かな景観の形成を図ります。



▲丁業地景観

(3)田園地区

身近に感じられる自然景観として、田園 と住宅等との調和に配慮した景観の形成 を図ります。



▲田園景観

(4) 東部丘陵地区

まとまりのある緑と稜線(スカイライン)との調和に配慮した景観の形成を図ります。



▲稜線(スカイライン)の景観

(1) 住宅地区の景観

本市には、低層の住宅地や、名古屋大都市圏への住宅供給を目的に開発された桃花台ニュータウンなどがあります。また、古くからの市街地や集落地には社寺などの趣のある歴史的景観が見られます。

中心市街地の駅前周辺では中高層住宅も立地しており、こうした住宅地ごとの景観特性を活かし、身近な生活景観を保全し改善していくことは、日常的に親しみややすらぎを感じる景観を形成する身近な景観まちづくりとして重要であることから、施策の方向性を次のとおりとします。

■周辺と調和がとれた落ち着きが感じられるまちなみの形成

- ・調和のとれた形態、意匠とするなど、 落ち着きが感じられる住宅意匠の誘 導
- ・空地での草花による緑化 等



落ち着きが感じられるまちなみ景観



- ・生け垣の設置、敷地内の緑化、軒先や玄 関先における草花の設置の推奨
- ・まちかどの緑化推進や宅地外から眺められる草花の設置の推奨
- ・社寺境内林の保全
- ・地域で共有した緑化手法の推奨 等



社寺境内林

- ■地域の特性や歴史が感じられるまちなみの形成
 - ・集落地における古い家屋の適切な保 全と活用の推奨
 - ・建築物等における周辺の地域特性に 応じた色彩、形態への配慮
 - ・城下町、街道宿場町等、地域の歴史 や文化性への配慮 等



歴史が感じられる建物

(2) 工業地区の景観

本市の大規模な工場、流通施設等は、市の中部や西部にまとまった工業地区の景観を有しており、市街化区域の西部には、中小の工場等と住宅が近接する景観も見られます。

工業地区の景観形成にあたっては、周辺の市街地や田園地区の景観との調和を図り、うるおいが感じられる景観を創出することが課題となることから、施策の方向性を次のとおりとします。

■周辺環境と調和した潤いのある景観形成

- ・単調であったり、圧迫感のある形態や 派手な色彩を避けるなど、周辺の景 観への影響を避けた施設立地の誘導
- ・道路に面する箇所の緑化、生け垣や 草花による修景の推進、住宅地に面 する緑地の設置の推奨
- ・敷地内外から見た際に、快適な緑化 空間の創出を推奨 等



緑豊かな外構

(3) 田園地区の景観

本市東部の大山川やハ田川沿い等や、東部丘陵に面する区域には、まとまりのある田園景観が広がっています。

ただし、これらの田園については、営農することで良好な田園景観を創出しており、継続的な営農が課題となることから、施策の方向性を次のとおりとします。

■周辺環境と調和した田園景観の保全

- ・東部丘陵の森林景観と周辺の田園 景観が一体となる景観の保全
- ・大山川や八田川等の河川景観と一体となる田園景観の保全
- ・河川沿いを散策しながら田園景観を 眺めることができるようなルート設定 や活用方策の検討 等



東部丘陵の森林と田園

(4) 東部丘陵地区の景観

東部丘陵は山の稜線が美しく、また、まとまりのある緑が広がる景観は、本市の景観構造の主要な要素であり、過去から引き継いだ貴重な自然景観です。これらの貴重な景観を今後さらに後世に継承するため、周辺に広がる田園景観と一体の景観として、これらの景観を継承していくことが必要です。

また、開発許可などによって土地の造成や建築物、工作物を設ける場合には、できるだけ緑の景観を残し、まとまりのある緑の景観との調和を図ることも必要です。このため、東部丘陵に関わる景観の保全、継承へ向けての施策の方向性を次のとおりとします。

■山の稜線の景観保全

・東部丘陵の連続する山の稜線を保全するために、近傍における大規模建築物や工作物、屋外広告物の高さや色彩等の規制により、景観阻害要素の発生防止等



東部丘陵の連続する山の稜線

■広がりのある田園地区の景観保全

- ・広がりのある優良農地の保全
- ・まとまりのある農村集落地における建築物 の高さ、色彩、屋根の形態、屋外広告物の コントロール、屋敷林、境内林の保全等に より落ち着きのある農村集落景観の保全 等



広がりのある田園景観

■緑と調和した施設の景観創出

- ・開発区域内における既存樹木や既存 樹林の積極的な保全や新規緑地の 創出、造成法面の緑化等の誘導
- ・現況地形や周辺の緑の景観に配慮し た建築物、工作物の推奨 等



緑化された法面

3 骨格や縁取りとしての4つの景観軸

道路や河川など帯状に景観の骨格や縁取りを形成する景観に着目し以下に整理しました。

【考え方】

『道路』、『鉄道』、『河川』、『歴史』それぞれの軸沿いの景観は4つの景観軸としてとらえ、沿道の良好な景観を形成します。

(1) 道路軸

歩行者、自動車利用者目線での景観に 配慮した沿道景観の形成を図ります。



▲主な道路

(2)鉄道軸

車窓からの眺めや鉄道沿線の良好な景 観の形成を図ります。



▲名鉄小牧線沿線

(3)河川軸

水辺に安らぎやうるおいが感じられる景 観の形成を図ります。



▲主な河川

(4) 歴史軸

旧道沿いにふるさと小牧の歴史や文化 が肌で感じられる景観の形成を図ります。



▲上街道

(1) 道路軸の景観

本市の自動車専用道路は、市を南北に縦断する名古屋高速小牧線、東西に横断する東名・名神高速 道路、そこから分岐する中央自動車道であり、小牧 I.C や小牧東 I.C などが設置されています。また、幹 線道路には国道41号、国道155号等があり、広域的なネットワークが形成されています。

これらの主要道路のうち、高架形式の名古屋高速小牧線、東名・名神高速道路や、丘陵地を走行する中央自動車道は、本市のランドマークである小牧山や、東部丘陵の稜線や田園景観を遠景として眺望することができます。また、小牧インターチェンジや国道41号等主要な幹線道路の沿道は、多くの企業が立地しています。

こうした本市の顔となる道路のほかにも、幹線道路は、単に交通機能だけでなく、市街地における良好なまちなみを形成する軸としての役割を持っています。こうしたことから、主要な道路軸に沿った景観形成の施策の方向性を次のとおりとします。



■高速道路から眺望できる遠景眺望の保全

・高速道路から眺望できる小牧山や東 部丘陵の自然景観の遠景眺望の保 全 等



高速道路から眺望できる自然景観

■インターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿道における 都市の顔づくり



幹線道路と高速道路

・インターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿道においては、都市の顔づくりとして風格と 美しさのある建築物や屋外広告物の景観形成の誘導等

■その他幹線道路沿道における良好なまちなみ景観の形成

・幹線道路沿道における道路緑化(街路樹や低木植栽)の適正管理や沿道 宅地の緑化推進により、良好なまちな み景観の形成の推進等

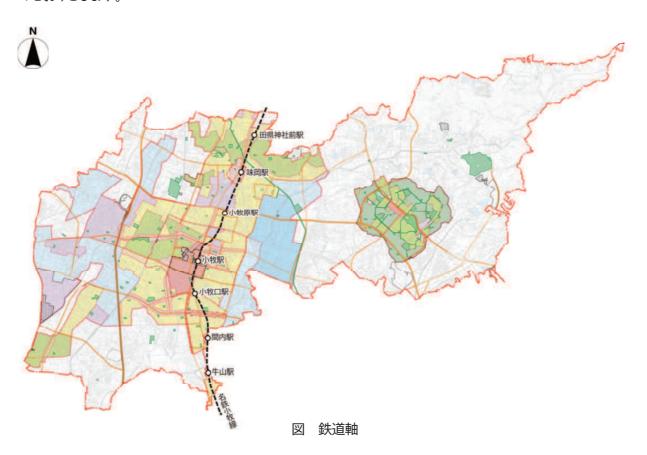


緑化された宅地と道路緑化

(2) 鉄道軸の景観

本市の南北方向には、名古屋市や犬山市等につながる名鉄小牧線が運行しており、重要な公共交通軸となっています。中でも主要な玄関口は小牧駅ですが、それ以外の5つの駅も各地域の玄関口となっており、電車が走る景観は沿線住民にとって身近な景観のひとつとなっています。

また、小牧駅周辺の地下部を除いて、車窓景観として市街地の近景や小牧山、東部丘陵及び田園景観などの遠景を眺めることもできます。こうしたことから、鉄道軸に沿った景観形成の施策の方向性を次のとおりとします。



■駅前の景観形成

- ・公共交通による「地域の玄関口」に ふさわしい、緑豊かで季節感のある駅 前景観の形成
- ・小牧駅西口、東口については、市の顔となる駅前景観の形成等



小牧駅西口の景観



駅周辺の景観

■沿線景観、車窓景観の改善

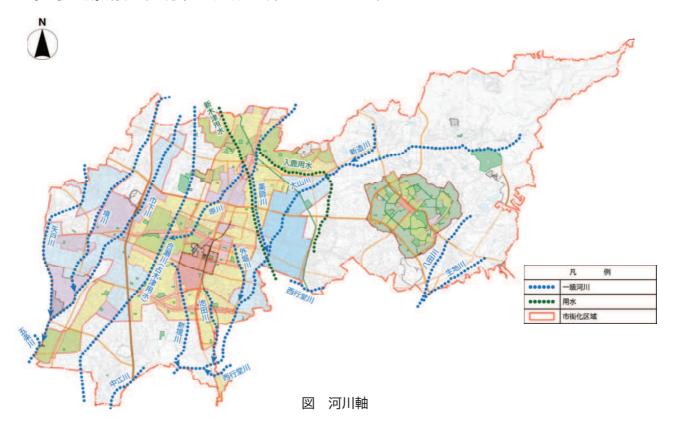
- ・地上区間における線路沿いの緑の保全、 草花による修景、高架区間における高 架下用地の活用及び美化
- ・屋外広告物の制限や良好な景観形成 に向けてのルール化等による車窓から の眺望景観の保全 等

(3) 河川軸の景観

本市には、一級河川である大山川や合瀬川など多くの河川や新木津用水などの水利組合を持つ農業用水路があり、市街地や田園地域における水と緑の軸を構成する貴重な水辺空間となっています。これらをここでは河川軸とします。

また、これらの河川沿いの通路等は、歩行者や自転車の通路として利用され、市街地と田園地域を結ぶネットワーク軸としても機能しています。

河川及びその周辺の水辺景観と、周辺地域の眺望景観が一体となって市民に親しまれる存在となっている反面、環境美化の課題も抱えていることから、河川沿いの通路や法面などの景観の保全や改善は、地域の景観形成に大きな影響を与えるものです。このため、河川軸に沿った草花や樹木などの管理方法等も含め、景観形成の施策の方向性を次のとおりとします。



■堤防道路の適切な維持管理と河川空間の環境美化

- ・堤防道路における植栽等の修景、緑 豊かな景観の形成、適切な維持管理 の推進
- ・堤防の安全性を確保した上での親水 空間の創出 等



堤防道路の桜並木

■地域特性を活かした景観の保全・改善

【市街地】

- ・河川沿いの宅地や公園の緑化推進、建築物の色彩や屋根の形態の配慮、屋外 広告物の整序
- ・ランドマークとなるような橋の修景
- ・合瀬川について、中心市街地における 水と緑の軸として、親しみやすい水辺空 間の形成、小牧山のビスタライン確保等、 総合的な景観整備の推進 等



合瀬川と小牧山

【田園地区】

- ・河川沿いの田園の保全及び集落や 里山景観の保全となるような改善
- ・ランドマークとしての橋の修景
- ・大山川をはじめとする、東部丘陵の田 園景観と一体となった河川について、 周辺の山並みや田園景観と調和した 水辺空間の保全、整備等



里山景観



堤防道路の休憩スペース

- ■歩行者・自転車ネットワークとしての 緑豊かな河川堤防道路の活用
 - ・自転車、歩行者の安全性や快適性に配慮 した、緑豊かな堤防道路の整備改善
 - ・歩道付き道路と連携した市内の歩行者自 転車ネットワークの構築と、案内マップの作 成及び配布等による情報発信
 - ・河川堤防道路を安心安全に散策できるように、市民との協働による維持管理等

(4) 歴史軸の景観

本市には上街道、うつつみち、きよすみちといった街道があります。ただし現在は往時の姿はほとんど失われているものの、街道沿いには古い建物の屋根にみられる屋根神様や、趣のある社寺や句碑、道標など歴史文化が感じられる景観資源が多く分布しており、歴史文化の香りが感じられます。

往時のまちなみが滅失し続けている中でも、歴史文化が感じられる景観資源をより活かし、感じられる ような景観の施策の方向性を次のとおりとします。

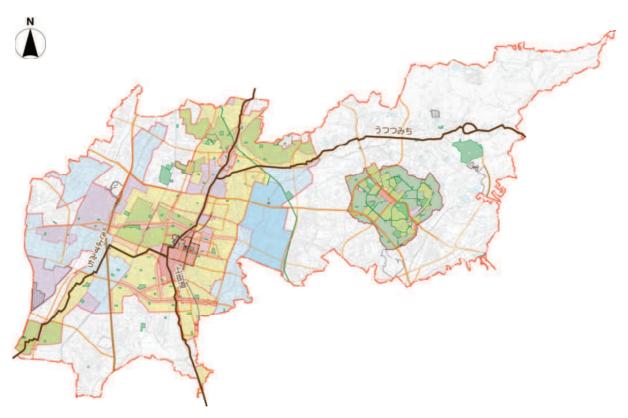


図 歴史軸

■歴史的景観・生活景観

- ・上街道は歴史軸としての活用を推進
- ・歴史や緑の残る神社や寺院、近代建築遺産(小牧高校講堂等)や歴史・文化施設等、また、旧街道沿いを中心に残る商店街の「昭和の生活景観」の風情も含め、身近な景観を発見し、楽しむ場としての地域資源のネットワーク化(歴史、文化を活用したまち歩きやサイクリングコースの設定)等



緑豊かな社寺



道標

- ・上街道、うつつみち、きよすみちの街道沿いの道標や句碑などの歴史文化資源を保全し、また、これらの歴史文化資源周辺の景観整備の推進
- ・歩いて楽しめる街道づくりとして、車道の 美装化や歩行スペースの整備
- ・「小牧の旧道ガイドマップ」を活用した散 策コースの設定及びサインや案内板の設 置 等

4 特徴ある景観を有する2つのエリア

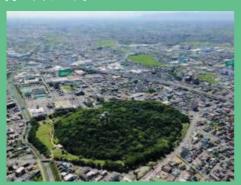
多くの人が集まる場所で、特に市の中でも特徴的なエリアを形成する景観に着目し、以下に整理しました。

【考え方】

小牧市中心市街地グランドデザインに示された『小牧山』や『中心市街地』の2つのエリアは、特に本市の個性ある地区であり、愛着と誇りを持てるよう、小牧らしい景観を形成します。

(1) 小牧山エリア

市のシンボルである小牧山の景観保全 と小牧山周辺における市街地景観の質の 維持を図ります。



▲小牧山



▲れきしるこまき(小牧山城史跡情報館)

(2)中心市街地エリア

歩いて楽しめる中心市街地の景観の形成とやすらぎみちの良好な景観の維持を図ります。

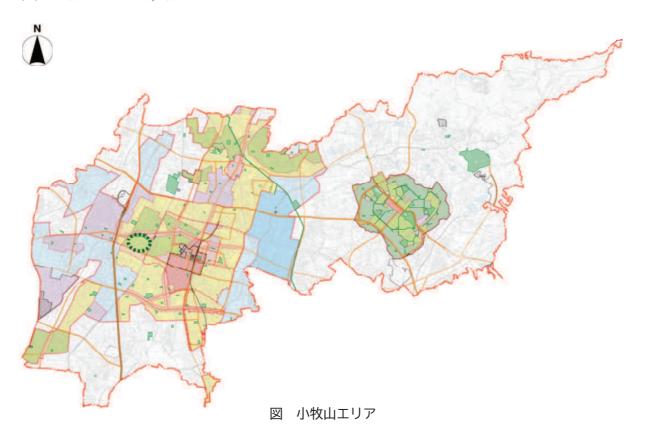


▲小牧駅西駅前広場



▲小牧市にぎわい広場

(1) 小牧山エリアの景観



【市街地から小牧山への景観(中・遠景の眺望)】

市街地の多くの場所から見ることのできる小牧山は、本市のシンボルであり代表的なランドマークです。 特に多くの人が集まる公共の場所からの眺望は、市民共有の財産として守っていく必要があります。こ うしたことから、市街地から小牧山へ向かっての眺望景観の保全、活用へ向けての施策の方向性を次の とおりとします。

■小牧山を見通す視点場の整理と優良な眺望景観の保全

- ・公園や主要な公共施設等から小牧 山の眺望を確保
- ・小牧山が見える視点場からの眺望を 確保
- ・多くの人が利用する公共の場所にお ける視点場の整理
- ・上記の視点場のうち、優良な箇所に ついては、小牧山を結ぶ眺望線を越 える建造物の立地を未然に防ぐ目的 で、視点場と小牧山を結ぶ軸線上にシンボルロードからの小牧山の眺め ある建築物の高さ規制を検討 等



【小牧山近傍の景観(近景)】

小牧山近傍の市街地は、小牧山を眺望する際に小牧山と一体的に見られます。

また、小牧山周辺は、れきしるこまきや史跡公園などの集客施設が立地することから、この区域においては、小牧山の景観と調和した市街地景観の形成が必要です。さらに、現在は景観資源としてほとんど残されてはいないものの、織田信長が山の南麓に城下町を整備した歴史性を有しており、このこともまた、小牧山の景観を形成するうえで念頭に置くべきテーマのひとつです。このため、景観の保全、形成へ向けての施策の方向性を次のとおりとします。



れきしるこまき

■小牧山外周道路沿道及び小牧山緑地の景観保全

- ・建築物の高さ、色彩、屋根の形態、屋外広告物のコントロール
- ・合瀬川の水辺景観と「やすらぎみち」等の 落ち着きのある住宅地景観との一体的な 景観形成 等

■小牧春日井線沿道における沿道景観の改善

- ・沿道の緑地の適正管理
- ・小牧山に隣接する道路における、緑 豊かな景観の保全
- ・道路と小牧山の間に宅地が介在する 区間における緑と調和する建築物や 屋外広告物の形態、色彩等の誘導、 電柱・電線類の地中化検討、宅地内 緑化等による修景の推奨等



(都)小牧春日井線沿道



■城下町の歴史性に配慮した景観形成

・城下町の区域における歴史性に配慮した 建築物の色彩、屋根の形態、屋外広告物 のコントロール 等



小牧山城下町推定復元図(小牧市教育委員会提供)

【小牧山からの景観(中・遠景の眺望)】

小牧山の頂上付近の高い視点場から周辺を眺めると、市内だけでなく市外の名古屋城、犬山城、岐阜城など小牧の歴史と関わりの深い歴史的資源や、伊吹山、御嶽山などの山岳地帯の多様な遠景が眺められます。このため、小牧山近傍の市街地における景観形成のみでなく、こうした遠景眺望に配慮した景観の保全、形成へ向けての施策の方向性を次のとおりとします。

■小牧山から眺められる市街地の良好な景観の保全・形成

- ・道路、河川、公園等における緑化の推 進と適正な管理による緑の軸の形成
 - ・建築物の屋根の形態、色彩や屋外広 告物の適正な誘導
 - ・大規模建築物、工作物の形態や屋上 室外機等の形態の配慮、屋上緑化、 壁面緑化等の誘導等



東側の中心市街地の眺め



北側の犬山城方面の眺め

■遠景眺望を活かしたシビックプライドの醸成

- ・本市をとりまく歴史や地理特性と関連する 名古屋城、犬山城、岐阜城などへの遠景 眺望(天下の眺望)に対するストーリー性 を活かした歴史知識の普及
- ・周辺の歴史資源や自然資源の案内パネルの設置等

(2) 中心市街地エリアの景観

小牧駅から小牧山にかけての中心市街地には、本市の主要な玄関口である小牧駅とともに、商店街、 大規模店舗、図書館、市民会館、公民館、美術館、学校、病院等、多くの人が集まるノードを有しています。

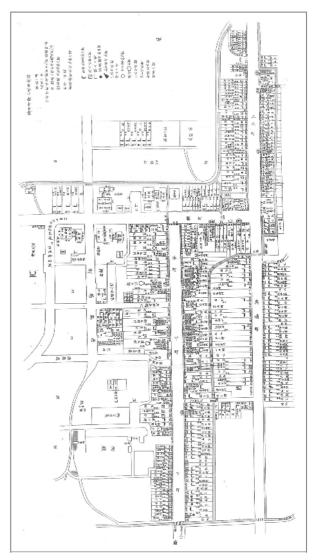
また、ここには小牧山の眺望景観とともに、神社、寺院や旧街道小牧宿をはじめとする歴史的資源、そして合瀬川の水辺空間などの多様な景観資源があり、徒歩や自転車で回遊できる範囲に「小牧らしい

景観」がコンパクトに凝縮された地域といえます。

本市では、小牧駅周辺から小牧山にかけてのエリアを中心市街地と位置づけ、令和2年度(2020年度)末にこまきこども未来館や小牧市中央図書館がオープンしたことを契機に、中心市街地活性化の再スタートを切ることとし、中心市街地のこれからのまちづくりの方向性を示す「小牧市中心市街地グランドデザイン」を策定しました。

そして旧図書館跡地については、地域住民や来訪者が立ち寄り、憩い、交流できる公園の整備に向けて小牧山東公園としてPark-PFI及び指定管理制度の導入を図ることになり、基本協定が令和6年(2024年)4月に締結されました。

こうした中心市街地の景観を活かし、「住みやすさ」、「まちの魅力」(都市の個性を楽しみ、市民にとっての誇りや愛着を育む)という視点から、まち歩きやサイクリングによって巡ることができるまちづくりを目指し、面的にさまざまな施策を展開し、景観資源をネットワークすることを実現するため、施策の方向性を次のとおりとします。



小牧宿絵図(小牧市教育委員会提供)

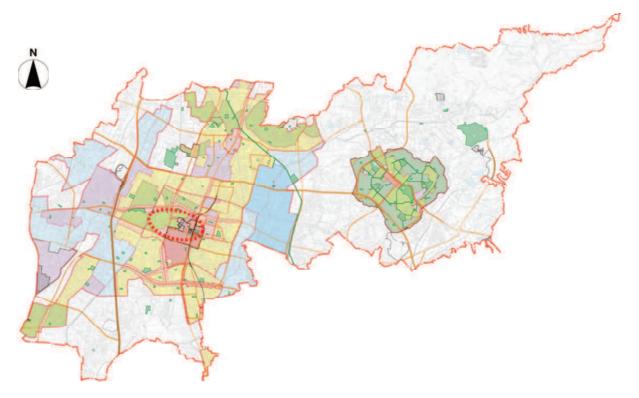


図 中心市街地エリア



小牧市中央図書館



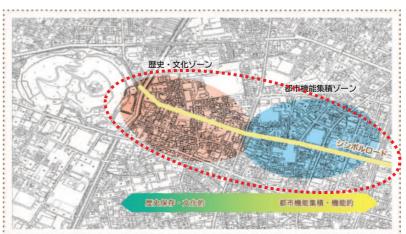
小牧山東公園(こまき山イーストパーク)

歴史・文化ゾーン

- ・散策しやすく地域の歴史や文化を 感じるゾーン
- ・社寺や緑などが多く落ち着きのある景観ゾーン

都市機能集積ゾーン

- ・駅前にふさわしい商業機能と多世 代交流機能が充実するゾーン
- ・中高層大型建築物のある都会的 な景観ゾーン



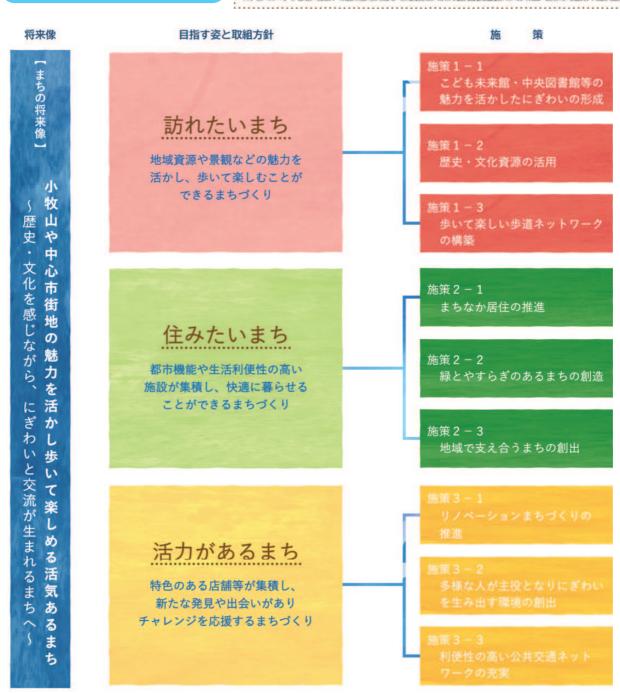


図 小牧市中心市街地グランドデザインの体系

(出典:小牧市中心市街地グランドデザイン)

■小牧駅と道路軸を活かしたシンボル的景観

- ・小牧山を望む眺望ラインの保全
- ・小牧駅周辺及び(都)小牧駅前線沿道を中心とした「鉄道による玄関ロ」としてふさわしい、歩いて楽しめるウォーカブルな景観形成(商店の意匠統一、ショーウィンドウの景観配慮、屋外広告物の整序、商店の店先の緑化推進、大規模建築における景観的配慮、公開空地の設置等)
- ・「やすらぎみち」沿道における、小牧山 の緑と調和した落ち着きのある住宅 地の景観形成(住宅のデザインの配 慮等)の推進
- ・(都) 犬山公園小牧線及び(都) 名古 屋犬山線と(都) 一宮小牧線(国道 155号)、(都) 小牧春日井線の交差 点周辺を中心とした、屋外広告物の 整序など、「自動車による玄関ロ」に ふさわしい顔づくりの推進
- ・(都)小牧春日井線沿道の景観向上 及び小牧山近景の景観整備等



市街地から眺める小牧山



やすらぎみちから眺める小牧山

B R.

5 景観区域

良好な景観形成を目指すためにエリアが持つ景観特性に合わせた行為の制限を実施していくことが必要です。このため、行為の制限を地区別に行うことで、その地区の大まかな景観特性に適応することが可能と考えます。

以下にその分類を示し、景観区域図を示します。

地区名	用途別
住宅地区	·市街化区域 ·第一種低層住居専用地域 ·第一種中高層住居専用地域 ·第二種中高層住居専用地域 ·第二種住居地域 ·第二種住居地域 ·第二種住居地域 ·準住居地域 ·進住居地域 ·近隣商業地域 ·商業地域
工業地区	·準工業地域 ·工業地域 ·工業専用地域
田園地区	・市街化調整区域
東部丘陵地区	・「小牧市都市計画マスタープラン」に記載されている森林地区

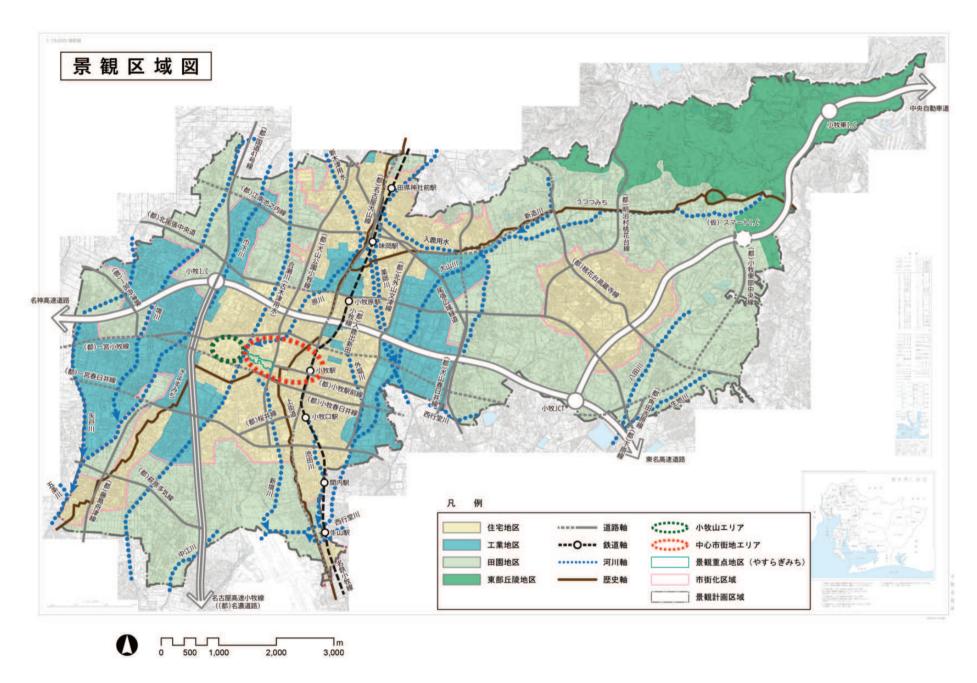


図 景観区域図

景観区域図を小牧市都市計画マスタープランの地区別プランに則り4つの区域に分割し、歴史文化的資源を プロットしています。

歴史・文化的資源分布図(中南部地域)

◆社寺

▼江寸	
番号	名称
01	實々神社
02	津島神社
03	松林寺
04	白山社
05	大瀬寺
06	龍音寺(間々観音)
07	神明社
80	吉五郎稲荷神社
14	神明社(小牧神明社)
15	玉林寺
16	西源寺
17	戒蔵院
18	西町の稲荷堂
19	西林寺
20	黒須雲神社
21	津島神社
22	東禅寺
23	天道社
24	妙法寺
25	本光寺
26	天満宮
27	厳島社
29	啓運寺
30	神明社(三十番神宮)

番号	名称
31	妙林寺
32	観音寺
33	妙遠寺
34	善慶寺
35	龍徳寺
36	六所社
37	尾張神社
38	天神社
39	八幡社
40	養光寺
41	薬師寺
42	外山神社
43	敬法寺
44	八幡社
45	妙蔵寺
46	妙楽寺
47	天神社
48	御嶽神社
49	長林寺
50	寳林寺
51	坂庭神社
52	自照寺
53	春日寺

◆遺跡·古墳·砦跡等

番号	名称
44	南外山砦跡
55	三ツ山古墳・田中砦跡
56	二重堀砦跡
57	上御園遺跡
58	北外山砦跡
59	宇田津砦跡



三ツ山古墳群(小牧市教育委員会提供)

◆建造物等

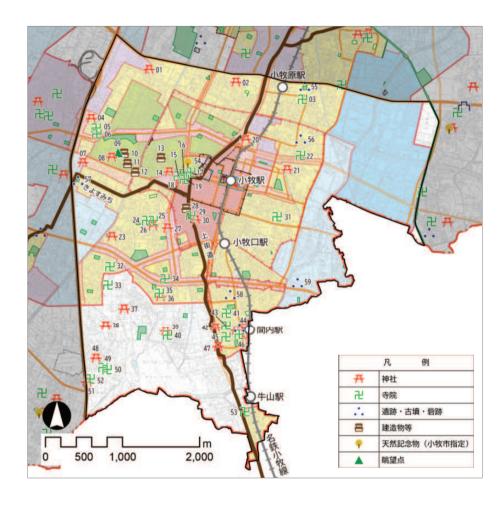
番号	名称
10	小牧山歴史館
-11	創垂館
12	御幸橋

番号	名称
13	愛知県立小牧高等学校正門門柱(旧愛知県小牧
	中学校正門)(国指定登録有形文化財(建造物))
28	岸田家住宅(小牧市指定有形民俗文化財)

◆天然記念物(小牧市指定)

番号	名称
09	小牧山(国指定史跡)

◆眺望点



歴史・文化的資源分布図(西部地域)

◆社寺 番号 名称 01 高岸寺 02 圓昌寺 03 正眼寺 天神神社 05 玉林寺 06 若宮八幡社 07 常昌寺 80 實相寺 09 専立寺 10 圓通寺 11 蓮華寺 12 須佐男神社 13 常念寺 14 真通寺番神堂 15 宇都宮神社 16 浄音寺 17 眞通寺 18 妙経寺 19 世尊寺 20 薬王寺 21 日吉神社 22 法華堂

◆遺跡·古墳·砦跡等

	- X 1214 4
番号	名称
15	宇都宮神社古墳
	(小木古墳群)
16	浄音寺古墳
	(小木古墳群)
31	甲屋敷古墳
	(小木古墳群)
32	織田井戸遺跡

◆天然記念物(小牧市指定)

23

24

25

26

27

28

29

30

賢林寺

神明社

妙禅寺

安正寺

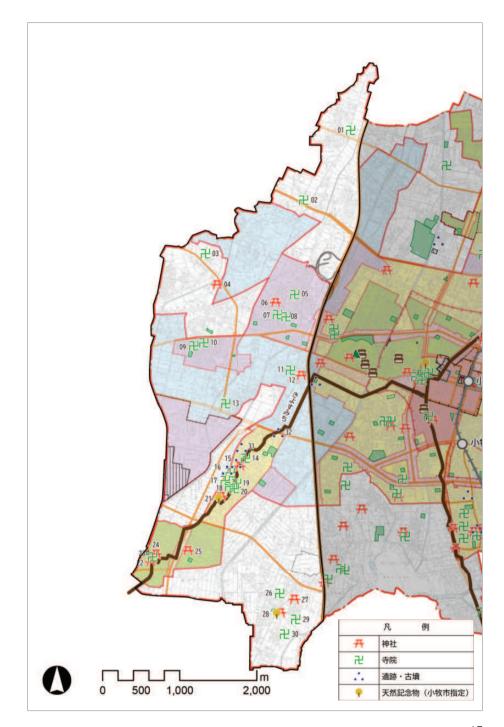
龍泉院

梵天神社

多気神社

十二柱神社

番号	名称
21	日吉神社のクスノキ
28	多気十二柱神社の
	クスノキ



歴史・文化的資源分布図(北部地域)

◆社寺

◆遺跡·古墳·砦跡等

A 17 (1	
番号	名称
01	真福寺
02	庚申寺
03	天道寺
04	厳島社
05	熊野社(岩崎山砦跡)
06	杲洞寺
08	田縣神社
09	熊野社(外久保砦跡)
10	久保寺
11	小松寺本堂(小牧市指
	定有形文化財)
13	泉徳寺
14	大乗寺
15	神明社
16	文津おちょぼ稲荷
17	薬師寺
18	大照寺

番号	名称
19	岩屋古墳
20	小松寺砦跡
21	辻ノ内遺跡
	(辻ノ内公園)
22	鈴木源助翁遺跡

◆建造物等

番号	名称
07	年貢橋(清正橋)

◆天然記念物(愛知県指定)

番号	名称
12	岩崎の清流亭の藤

◆眺望点

番号	名称
23	岩崎山
24	久保山
25	小松寺山

〇田県神社前駅 卍03 うつつみち 凡 神社 卍 寺院 遺跡・古墳・砦跡 8 建造物等 Jm 天然記念物 (愛知県指定) 500 1,000 2,000 眺望点

歴史・文化的資源分布図(東部地域)

◆社寺	
番号	名称
01	白山神社
03	児神社
03	(兒社·稚児神社)
04	江岩寺
05	大泉寺
06	八幡社
07	余語神社
80	祥雲寺
09	弘法堂
10	三明社
11	野口神明社
12	龍洞院
13	関無院
14	子安弘法堂(香園寺)
15	八幡社
16	徳泉寺
17	向山弘法堂

◆遺跡·古墳·砦跡等

¥ 225013	D-X 200 (
番号	名称
02	大山廃寺跡
02	(国指定史跡)
18	高根遺跡
28	大草城跡(白山社)
32	大山3号墳
33	北新地古墳
34	大山1号墳
35	上末城跡
36	下末古墳

◆天然記念物(小牧市指定)

大草城跡(白山社)

八幡社

陶昌院

薬師寺

真福寺

大日堂

福厳寺

観音寺 大久佐八幡宮

高根神社

天満天神社

貴船神社

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

番号 名称 21 貴船神社のアベマキ

◆天然記念物(愛知県指定)

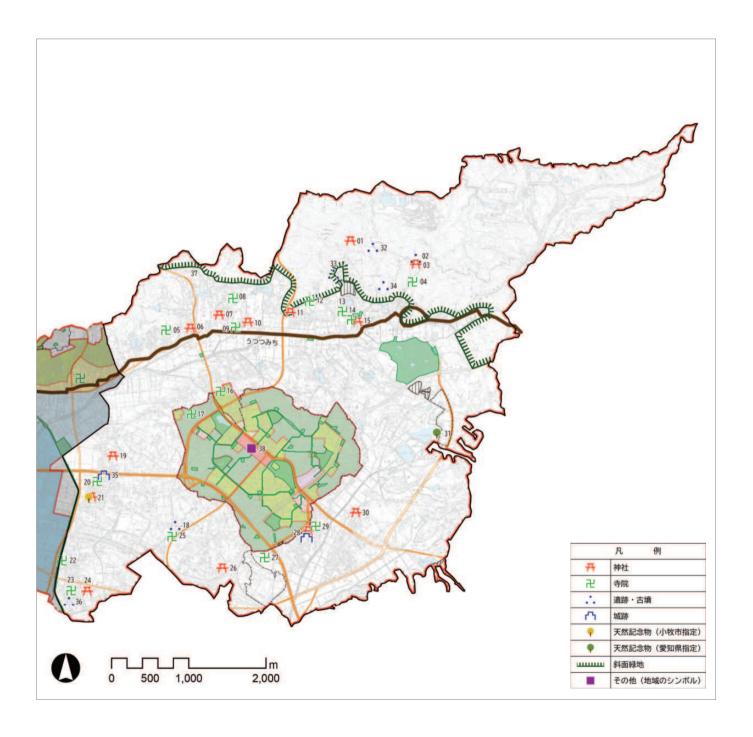
番号	名称
31	大草のマメナシ自生地

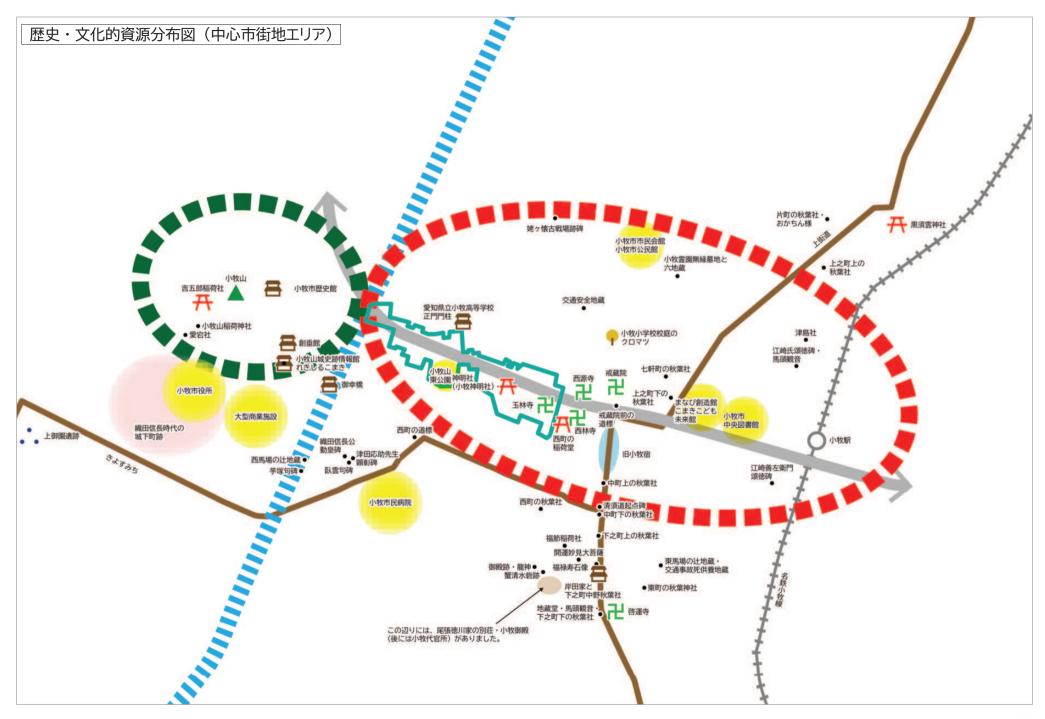
◆斜面緑地

番号	名称	
37	斜面緑地	

◆その他(地域のシンボル)

	•	,
番号	名称	
38	桃花台センター	





6 景観重点地区の選定

市内には多様な景観が広がっており、その中でも地域の中で特徴的な景観を有している地区があります。

(1) 地区選定の考え方

地域の景観の特色を生かし、より良好な景観形成を目指して地域の同意を得ながら「景観重点地区」として指定することが考えられます。

景観重点地区にふさわしい地区として、豊かな自然環境や歴史文化が残されている地区だけではなく、 まちの賑わいや活力を生み出す市街地においても、地区指定を進めていきます。

地区の景観づくりには、市民や事業者の方の積極的な関わりが重要です。このため市民、事業者の自主性を尊重した地区指定を進めていきます。

(2) 景観重点地区の方針

地 区	方 針
緑豊かで、シンボルとなる水辺や 緑がある地区	特徴的でシンボリックな水辺や緑は、その自然を保全活用し、 良好な景観を守り創出することが重要です。
市民の注目度(関心・親しみ)が高い地区	市民の注目度や関心度が高い地区は、良好な景観を形成することで市民への PR にもなるため重要です。
貴重な歴史や風土が残っている 地区	歴史的な姿が少なくなったとしても、歴史や文化があった事実 は変わりありません。残っている歴史文化資源を大切にし、歴史 文化が感じられる景観形成が重要です。
眺望点や眺望景観が優れている 地区	小牧山は子どもから大人まで愛着を持たれているランドマークであり、小牧山からの眺望、小牧山を眺める視点場の両方が 重要です。
地域の市民や事業者が協力し、 主体的に景観づくりに取り組んで いる地区	良好な景観を形成するためには、地域の市民や事業者が協力し、景観づくりを進めることが重要です。

(3) 都市景観形成重点区域(やすらぎみち)

【地区の特性】

小牧駅から小牧山へつながるシンボルロードは、小牧の顔と心をつなぐ歴史的趣との調和を基本目標とし、小牧山の眺望を守り育むために電線類を地中化するとともに、舗装材や街路灯も歴史的趣と調和した修景整備を進めてきました。これにより、駅前から小牧山を直線上に眺望でき、小牧山へ訪れる歩行者を導く重要な役割を担っています。この道路沿いの一部は、小牧市都市景観条例で「都市景観形成重点区域」に指定し、より重点的に良好な景観の保全を図ってきました。

今後も市のシンボルである小牧山周辺の良好な景観を維持するため、本区域を「景観重点地区」とします。

【区域】





小牧山

【整備計画:景観づくりの基本方針及び指針】

基本目標

小牧の顔と心をつなぐ、歴史的趣と調和した緑豊かなシンボルロード

基本方針

- ・小牧山への視線軸(眺望)を守り育んでいく景観づくり
- ・小牧山へ導くシンボルロードとして歩行者が楽しく快適に歩ける景観づくり
- ・歴史的趣と緑豊かな自然環境を後世に伝え残す景観づくり
- ・街並みの連坦性を醸し出す景観づくり

公共空間(道路)の景観づくりに関する指針

- ・歴史的趣と調和し、緑豊かな自然環境の保全と育成が図られた道づくり
- ・歩行者の安全性が確保された、人に優しい快適な道づくり
- ・人と人、人と街のふれあいの場がある道づくり

民間空間(沿道)の景観づくりに関する指針

- ・個性と調和による魅力あふれる街づくり
- ・訪れた歩行者が住みたくなるような緑豊かな誇らしい街づくり
- ・自らが街に愛着を持ち、優れた景観を維持し高めていく街づくり



緑豊かなやすらぎみち

経過

- ・平成13年(2001年)3月28日 小牧市都市景観条例の施行
- ・平成15年(2003年)4月18日 小牧市都市景観形成重点区域の指定(区域をやすらぎみちと 称する)
- ・平成22年(2010年)3月18日 小牧市都市景観形成重点区域の変更(市道小牧五丁目14 号線)の整備に伴う変更



第5章 行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第2号)

| 地区の景観形成基準

前述したように、良好な景観形成を目指すためにエリア(地区)が持つ景観特性に合わせた行為の制限を景観法、景観条例により、実施していくことが必要です。 このため、建築物、工作物、開発行為について、それぞれの行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第2号)について、以下に定めます。

(1) 景観計画区域内行為の景観形成基準

【建築物】

	地区	住宅地区	工業地区	田園地区	東部丘陵地区
配置		住宅地区にふさわしい落ち着きと快適な住環境となるように、 周辺景観との調和や連続性を高めるよう配置する。	周辺住宅地や田園景観と調和や連続性を高めるよう配置する。	周辺の田園景観や東部丘陵のスカイラインへ配慮した配置とする。	背景となる自然景観や、東部丘陵のスカイラインへ配慮した配 置とする。
		・文化財や景観重要建造物等、優れた景観を有するものに近接する場合は、それらの景観の保全に配慮する。 ・周辺建築物の壁面の位置に配慮し、壁面線はできる限り道路面から控える。 ・道路等の公共空間に接する場所には、広場、公開空地等をできる限り設置し、道路側に緑化する。 ・建物の出入口の場所は、前面道路や歩道等の状況に配慮する。・駐車場の入口は、2つ以上の道路に面する場合はできる限り背面または側面道路を利用する。1つの場合は、歩道等に配慮し最小限となるようにする。	・道路等の公共空間に接する場所には、広場、公開空地等をできる限り設置し、ゆとりある街並みの形成に努める。 ・建物の出入口の場所は、前面道路や歩道等の状況に配慮する。	・重要文化財や景観重要建造物等、優れた景観を有するものに 近接する場合は、景観の保全に配慮する。 ・道路等の公共空間に接する場所には、広場、公開空地等をでき る限り設置し、ゆとりある街並みの形成に努める。 ・建物の出入口の場所は、前面道路や歩道等の状況に配慮する。	 道路等の公共空間に接する場所には、広場、公開空地等をできる限り設置し、ゆとりある街並みの形成に努める。 建物の出入口の場所は、前面道路や歩道等の状況に配慮する。
高さ		周辺との調和と統一感ある街並みの形成に配慮する。		周辺の田園や自然景観との調和と統一感ある街並みの形成に配慮	する。
		・小牧山への眺望を乱さないようにし、周辺景観との調和に配慮 ・東部丘陵のスカイラインの形成を意識し、統一性や連続性を高			・東部丘陵のスカイラインの形成を十分意識し、統一性や連続 性を高める。
意匠・形	態	周囲の景観との調和に配慮し、全体に統一感のある意匠とする。		周囲の田園や自然景観との調和に配慮し、全体に統一感のある意	匠とする。
		・周辺の建築意匠に馴染むように配慮する。 ・道路に面する部分だけでなく、側面や背面にも配慮する。 ・特に1階部分は、街並みの連続性やゆとりを高めるように壁面 ・街角でアイストップとなる場合は、道路などからの眺望に配慮		- 周辺の建築意匠や緑の景観に馴染むように配慮する。 ・道路に面する部分だけでなく、側面や背面にも配慮する。	
建築設備					
	屋外階段、 ベランダ等	・建築物全体として調和と統一感のある位置、形態とする。 ・空調設備や洗濯物等は、できる限り通行人の目に触れないよう配慮する。			
	開口部	・入口や窓等の開口部は、建物全体の調和に配慮した位置、意匠とする。			
	材料	・外壁、屋根等は時間経過による退色、損傷、汚れ等に耐えるものとする。			
・外壁、屋根等は周辺の建築物や環境に調和し、落ち着きのある低彩度の色彩とする。 ・アクセントカラーを用いる場合は、外壁各見付面積の 1/5 (20%) 以下とすること。					
附属建築物(ゴミ置場		・主体建築物との調和、一体感のあるものとする。		・主体建築物及び周辺の田園景観や自然景観と調和し、一体感の	
自転車置場、倉庫、設備機械室等)		・街並みの連続性や雰囲気を壊さないよう設置位置や形態、色彩	に配慮する。また、緑化等による修景に努める。	・街並みの連続性や周辺の田園景観や自然景観の雰囲気を壊さなった緑化等による修景に努める。	いよう設置位置や形態、色彩に配慮する。また、地域の植生に合
外構	境界部分	・道路等との境界部分については、沿道の一体感や連続性を確保	するように配慮する。	・道路等との境界部分については、沿道の一体感や連続性を確保	するとともに田園景観や自然景観に配慮する。
		・塀や柵等については、建築物本体と調和するよう形態や色彩に に努める。	配慮し、街並みに馴染むようにする。または、生垣等による緑化	・塀や柵等については、建築物本体と調和するよう形態や色彩に た生垣等による緑化に努める。	配慮し、街並みに馴染むようにする。または、地域の植生に合っ
	駐車場等	・駐車場等はできる限り道路等から直接見えないように配慮し、		・駐車場等はできる限り道路等から直接見えないように配慮し、	
	資材置場、 搬入口等	・資材置場や搬入口等はできる限り道路から直接見えないように	配慮し、見える場合は可能な限り緑化等に努める。	・資材置場や搬入口等はできる限り道路から直接見えないように	配慮し、見える場合は地域の植生に合った緑化等に努める。
緑化		建築敷地内や壁面は積極的に緑化し、適切な維持管理に努める。 道路や歩道、公園等から望見できる箇所への緑化に努める。		建築敷地内や壁面は積極的に地域の植生に合った緑化をし、適切 道路や歩道、公園等から望見できる箇所へ、地域の植生に合った	
		・オープンスペースや道路との境界部分は緑化に努める。また、 めるように配慮する。 ・樹木による四季の演出、花のある空間形成等に努める。 ・屋上、壁面、ピロティ、ベランダ等についても、可能な限り緑	生垣やシンボルツリー等により、街並みの潤いやシンボル性を高 化に努める。	・オープンスペースや道路との境界部分は地域の植生に合った緑 ・地域の植生に合った樹木による四季の演出、花のある空間形成	
照明		照明等については、周辺環境等に配慮するとともに、夜間の安心		照明等による魅力ある夜間景観の演出は最小限にとどめる。	
	ライトアップ	・建物のライトアップは、周辺環境等に留意するとともに、ライ	トアップする施設の特色を引き出すものとする。	・建物のライトアップは、周辺環境等に留意し、最小限にとどめ	ā .
	電飾物等	・周辺環境等に留意するとともに、使用する色彩については極力		・周辺環境等に留意するとともに、使用する色彩については極力	
	その他	・レーザー光線や音等については、周辺環境等に留意し、使用時	間をできる限り短くする。	・レーザー光線や音等については、周辺環境等に留意し、最小限	にとどめる。

【工作物】

目	地区	住宅地区	工業地区	田園地区	東部丘陵地区
外構	境界部分	周囲の景観との調和に配慮し、全体に統一感のある意匠とする。			
		・重要文化財や景観重要建造物等、優れた景観を有するものに近	接する場合は、景観の保全に配慮する。		
_		・工作物全体として統一感のあるものとする。			
F		・建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配	慮する。		・建築物と一体となっている場合には、主体建築物と周辺の緑
_					との調和に配慮する。
勿	立体駐車場	・駐車場の入口は、2つ以上の道路に面する場合はできる限り背	面または側面道路を利用する。1つの場合は、歩道等に配慮し	最小限となるようにする。	
	各種プラント	・周縁部はできる限り緑化に努め、周囲に圧迫感を与えないよう	に配慮する。		
	高架道路、	道路、・高架下の空間の快適性や景観の向上に配慮する。			
	高架鉄道	・排水管や付属施設は、できる限り通行人の目に触れないよう配慮する。			
	橋梁、歩	・排水管や付属施設は、できる限り通行人の目に触れないよう配慮する。			
道橋・高欄、照明施設等は、本体や周辺の景観との調		・高欄、照明施設等は、本体や周辺の景観との調和に配慮すると	ともに、安全性、快適性を高めるよう配慮する。		
その他の・		・街並みと調和するよう形態や色彩に配慮し、街並みに馴染むよ	うにする。		・周辺の緑の景観に馴染むようにする。
	工作部	工作部 ・周囲に圧迫感を与えないように配慮する。また、可能な限り縁化に努める。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		・周囲を可能な限り緑化する。	
材料		・周囲の景観に調和した素材及び材料を使用する。			
		・時間経過による退色、損傷、汚れ等に耐えるものを使用する。			
色彩 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		・緑の景観に調和し、落ち着きのある色彩とする。			
緑化 ・道路		・道路との境界部分はできる限り緑化に努め、直接工作物が目に	路との境界部分はできる限り緑化に努め、直接工作物が目に入らないよう工夫する。		・周辺の緑と隣接する部分は出来る限り馴染むように地域の植
					生に合ったもので緑化する。
その他・ライトアップや電飾等を行うものについては、周囲の景観との調和及び周囲の環境に		調和及び周囲の環境に配慮する。	・ライトアップや電飾等を行う場合は、周囲の自然環境への影響		

【開発行為】

項目	地区	住宅地区	工業地区	田園地区	東部丘陵地区
開発行為	形態	・現地形をできる限り活かし、法面や擁壁は圧迫感を与えないよ 図る。	うに形態意匠を工夫し、緑化に努める等、周囲の景観との調和を	・現地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮し、地	域の植生に合った緑化により周辺の自然景観との調和を図る。

(2) 景観重点地区内行為の景観形成基準

【行為の制限】

	[目	内容
	高さ	·4 階以上の建築物の壁面は、道路境界より 5.0m 以上後退させる。(3 階以下の建築
	向ご	物はこの限りではない)
	屋根·庇	・屋根の形状、色彩は、周囲の景観と調和のとれたものとする。
	外壁	・形状、材料等は周囲の景観と調和のとれたものとする。
		・主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。
		・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えない
7-81-00 ship		ものとする。
建築物		R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度 6 以下
	12.50	Y(黄)の色相は、彩度4以下
	色彩	上記以外の色相は、彩度2以下
		(自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない)
		・アクセントカラー(主要な色彩を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色
		彩相互の調和やバランスに配慮すること。
		・アクセントカラー使用に際しては、見付面積の20%以内とする。
	玄関周り	・形状、色調、材料等は周囲の景観と調和のとれたものとする。
	出入り口	・形仏、巴詢、材料寺は同曲の京観と調和のとれたものとする。
		・化粧が施されていないブロック塀の設置は、避けるものとする。
	門·垣·塀	・道路沿いの垣については生垣又は透視性のあるフェンス、高さ 1.5m 以下の塀等を用
		いるとともに植栽や花壇などを設置して出来るだけ緑化に努める。
	駐車場	・形状、色調、材料等は周囲の景観を損なわないものとする。また、直接見える場合には
		可能な限り緑化に努める。
		・主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。
工作物		・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えない
		ものとする。
		R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度 6 以下
	色彩	Y(黄)の色相は、彩度4以下
	巴杉	上記以外の色相は、彩度2以下
		(自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない)
		・アクセントカラー(主要な色彩を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色
		彩相互の調和やバランスに配慮すること。
		・アクセントカラー使用に際しては、見付面積の20%以内とする。
## ## ÷12 / ## / /	の記憶	・道路や公園などの公共空間から直接見えにくくするとともに、建物本体と調和を図る。ま
機械設備の設置		た、直接見える場合には可能な限り緑化に努める。
		・土地の形質の変更を行うときは、変更後の土地の形質の状態が周囲の景観と調和を
土地の形質	(の変更	図るとともに、可能な限り緑化に努める。
		・地区の景観を支えている木竹は、極力保全する。
+#a#	で ひァジ ュウギン	・敷地面積に余裕があり、前庭が確保できる場合には、周囲の景観と調和する樹木を植
木竹の伐採及び植栽		栽するよう努める。また、敷地に余裕が無い場合においては植木鉢など出来るだけ道路
		などからの眺めに配慮した緑化に努める。
		などからの眺めに配慮した緑化に努める。

- ※小牧市景観条例施行以前にあった建築物、工作物等については、本基準の適用外とする。
- ※公園内の遊具、健康遊具及び道路標識の表示面等法令で定めるものについては、本基準の適用外とする。

2 届出の対象及び行為の制限

良好なまちなみ景観の形成を進めるため、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等について、沿道緑化の推進や地域特性と調和の取れた良好な景観の誘導を図るべく、建築物や工作物の形態意匠等の景観形成基準を定めて届出対象とします。

(I) 景観計画区域内行為の届出

【区域】

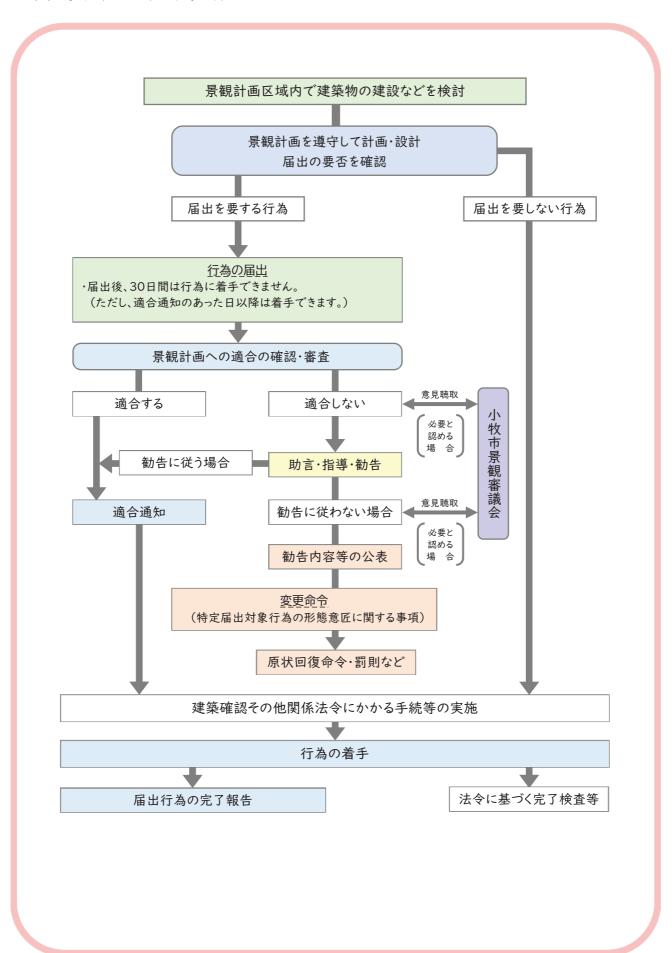
小牧市全域

【届出が必要となる行為】

下表に示すものの、新築もしくは新設、増築もしくは増設、改築もしくは改造、大規模な模様替えまたは外観の過半にわたる色彩の変更、土地の形質の変更、機械設備の設置、木竹の伐採及び植栽をする場合は、届出が必要です。

计名册从	内 容		무나낚중계소조품
対象物件	景観区域	届出対象行為	届出対象外の行為
建築物	住宅地区 田園地区 東部丘陵地区	高さが15メートルを超える建築物、または、建築 面積が1,000平方メートルを超える建築物 高さが20メートルを超える建築物、または、建築	工事用の現場事務所、 材料置場およびその他 これらに類する建築物 で仮設のもの
	工業地区	面積が2,000平方メートルを超える建築物	
	景観重点地区	建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模 な模様替えまたは外壁面の色彩の変更	
	住宅地区 田園地区 東部丘陵地区	高さが15メートルを超える工作物(建築物と一体となって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が15メートルを超えるもの)、または、1,000平方メートルを超える敷地に設置される工作物	仮設のもの 地下に設けるもの
工作物	工業地区	高さが20メートルを超える工作物(建築物と一体となって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が20メートルを超えるもの)、または、2,000平方メートルを超える敷地に設置される工作物	
	景観重点地区	工作物の新設、増設、改造、移設、除却、大規模 な模様替え、または、外観の色彩の変更	
開発行為	住宅地区 田園地区 東部丘陵地区 工業地区	面積が3,000平方メートル以上	_
	景観重点地区	土地の形質の変更	
その他	景観重点地区	機械設備の設置 木竹の伐採及び植栽	_

(2) 景観計画区域内行為の届出の流れ





🤝 第6章 景観重要建造物及び

景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物や樹木について、景観法に基づ く指定により、地域の個性ある景観まちづくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の効果としては、次のようなことが挙げられます。

- 現状変更の規制が可能(違反した場合は原状回復の命令が可能)
- 規制に伴う損失の補償が可能
- 所有者に適切な管理義務が生じる(現状変更を行う際には市長の許可が必要)
- 所有者と管理協定を結ぶことにより、市や景観整備機構が管理を行うことができる
- 相続税の特例や建築基準法の緩和措置(景観重要建造物)を適用することができる

I 景観重要建造物(景観法第8条第2項第3号)

(1) 指定の方針

景観重要建造物は、歴史的または文化的価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り育 むという観点から価値を見出して指定するものです。このため、建築年代は比較的新しくても、地域の景 観上のシンボルとなる建造物や地域の良好な景観形成の模範となる建造物、また、市民に親しまれ、愛さ れている建造物なども指定の対象とします。

(2) 指定基準

公共の場所から容易に見ることができるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものについて、所 有者、管理者の意向を聞きながら、景観重要建造物としての指定に努めることとします。

- ①歴史的景観に寄与しているもの
- ②地域の伝統的建築様式など、造形の規範となっているもの
- ③地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの

※文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物と して指定され、または仮指定された建造物は指定できません。

【イメージ写真】



岸田家住宅(小牧市指定有形民俗文化財)



小松寺本堂(小牧市指定有形文化財)

2 景観重要樹木(景観法第8条第2項第3号)

(1) 指定の方針

景観重要樹木は、学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものです。このため、学術上の価値を有していない樹木であっても、樹高や樹形が特徴的で地域のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木は指定の対象とします。

(2) 指定基準

樹木の容姿が景観上優れており、公共の場所から容易に見ることができるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものについて、所有者、管理者の意向を聞きながら、景観重要樹木としての指定に努めることとします。

- ①樹木自体や、それが存在する場所の歴史的価値や文化的価値が高いもの
- ②樹高が高い、または樹形が特徴的で、地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの

※文化財保護法の規定により、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、また は仮指定された樹木は指定できません。

【イメージ写真】



大草のマメナシ自生地(愛知県指定天然記念物)



小牧小学校校庭のクロマツ (小牧市指定天然記念物)



第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告 物を掲出する物件の設置に関する行為の 制限に関する事項

l 規制誘導

屋外広告物は、地域の魅力や賑わいの演出のうえで大きな役割を果たす一方、景観上の影響が大きい要素であり、色彩や規模によっては良好な景観の阻害要因にもなり得ます。また、設置や老朽化対策等を適切に行い、常に安全安心な状態を維持することが求められます。

広告として効果的に機能しながら、地域の暮らしに寄り添い、まちの魅力や活力を高める屋外広告物を目指します。

そのため、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限について定めることが求められます。

屋外広告物の規制については、現在、愛知県屋外広告物条例(昭和39年7月6日愛知県条例第56号)に基づき運用しています。

愛知県屋外広告物条例(抜粋)

(広告物等の在り方)

第二条 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、風致を害し、及び公衆に対し 危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮されたものでなければ ならない

愛知県屋外広告物条例施行規則(抜粋)

共通基準(規則別表第一 I)

- 1. 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
- 2. 原色を過度に使用していないこと。
- 3. 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- 4. 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないこと。
- 5. 広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は、塗装その他の装飾をすること。
- 6. 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
- 7. 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
- 8. 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
- 9. 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

2 屋外広告物の景観形成基準

今後、本市の景観特性を活かした良好な景観づくりを行っていくために、本市独自の屋外広告物条例の制定について推進します。特に都市景観形成重点区域(やすらぎみち)については、重点区域独自のルール等、検討していきます。

誘導基準については、下記について配慮してください。

	誘導対象	留意点
配置		・広告物は必要最小限とし、できる限り設置しないように努める。
		・建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する。
		・独立した広告物は、周囲の景観や見通しを阻害しないように、設置場所等に
		配慮する。
		・重要文化財や景観重要建築物等、優れた景観を有するものに近接する場合
		は、景観の保全に配慮する。
意匠/形態		・周囲の景観との調和に配慮し、全体に統一感のある意匠とする。
		·建築物と一体となっている場合には、主体建築物の規模、意匠等と調和させ
		3.
	壁面広告物	・壁面のデザインとの調和に配慮する。
		・突出広告物は、列状にまとめ集約させる。
	屋上広告物	・主体建築物と一体感のある規模、形態とする。骨組みや支柱等を隠す。
		・主体建築物や周辺地域のスカイラインを乱さないようにする。
	X4 + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	・独立した広告物は、周囲の景観を阻害しないよう規模、意匠に配慮する。
	独立広告物	・骨組みや支柱は、目立たないように配慮する。
材	料	・周囲の景観に調和した素材及び材料を使用する。
		・時間経過による退色、損傷、汚れ等に耐えるものを使用する。
色	彩	・周辺の景観に調和し、落ち着きのある色彩とする。
		・建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する。
その他		・ライトアップや電飾等を行うものについては、周囲の景観との調和及び周囲の
		環境に配慮する。



第8章 景観重要公共施設の整備に

関する事項

Ⅰ 景観重要公共施設の指定方針

道路、河川等の公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つとなっています。

このことから、景観法には、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設とし、景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準を定め、良好な景観の形成を図る制度が用意されています。

景観法第8条第2項第4号の景観重要公共施設の指定方針を、以下のとおりとします。

(1) 基本的な考え方

道路、河川等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするために重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることとします。

(2) 基準

本市の優れた都市景観を構成するうえで、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等の要素と一体的に整備、改修を行うことが有効であると判断される公共施設を、景観法第8条第2項第4号に基づく景観重要公共施設とし、次の各号のいずれかに該当するものについて、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を管理者と協議し、定めていくものとします。

- ①その公共施設自体が小牧市の重要な景観であるもの
- ②景観重要建造物、景観重要樹木等の優れた景観資源に近接し、それらと一体的に整備、改修を行うことで、優れた景観の形成が期待できるもの
- ③小牧山を眺望する視点場など、優れた眺望景観を得られる場所
- ④地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの

整備に関する事項は、当該景観重要公共施設の整備に当たって景観上配慮すべき事項について定めるものとします。また占用等の許可の基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものとします。



Ⅰ 都市景観形成の主体と役割分担

良好な都市景観を形成していくためには、行政が担う公共空間に並行して、住宅地や農地、店舗や工場 など民有空間での景観への配慮が必要不可欠です。このため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認 識し、お互いに協力しながら景観まちづくりを進めていくことが重要です。

また、市民や事業者は景観団体を組織することでより積極的な活動が可能となります。

(1) 市民の役割

景観まちづくりを進める上で、その主体となるのはその土地を一番よく知り、そこに暮らす住民です。 日頃から身近な景観に対する意識を持ち、自らが景観づくりの担い手となって景観まちづくりに取り組

むことが求められます。

(2) 事業者の役割

商業や工業、農林業、建設業などの事業者は、建築・土木・屋外広告物など直接的に都市景観を形成 する事業に関わるため、都市景観へ大きな影響を及ぼす可能性があります。

このため、事業者は都市景観への影響を認識し、小牧市景観計画や小牧市景観条例に則った景観づ くりに取り組む必要があります。

(3) 行政の役割

本計画の基本理念及び基本方針に基づき、これを踏まえた実現方策を展開します。

また、市民・事業者に対して、景観形成への理解を求め、協力を得るための普及啓発に努め、景観団 体に対しては活動、支援などを行うとともに、施策の実施にあたっては、市民、事業者、景観団体の意見を 取り入れていくものとします。

また、公共空間の整備に責任を持ち、景観づくりの先導役としてふさわしい景観形成に努めます。

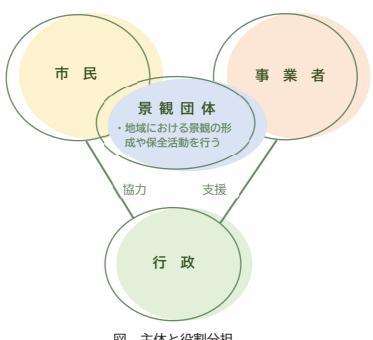


図 主体と役割分担

2 都市景観形成の実現方策

「人と緑と歴史をつなぐ魅力あふれる小牧の創造」の実現に向けて、良好な都市景観を創り・育むとともに、将来にわたって守り・継承することが重要です。

そのため、先ずは市民・事業者・行政が本市を取り巻く景観の現状・課題や魅力ある景観資源を共有し、景観まちづくりに興味・関心を持っていただくことが重要です。「知り、考える取組」を通じて、一人ひとりが意識を高め、良好な景観形成に向けた「作り、育む取組」「守り、継承する取組」に関わることができるよう、施策展開していきます。

また、市民と事業者との連携による景観形成を推進するためのしくみを活用、構築していきます。

■都市景観の実現方策

- (1) 身近な景観を知り、考える取組
- (2) 身近な景観を創り、育む取組
- (3) 身近な景観を守り、継承する取組
- (4) 景観に関わる体制や仕組みの構築

(1) 身近な景観を知り、考える取組

市民・事業者・行政が本市を取り巻く景観の現状・課題や魅力ある景観資源を知り、共有することによって、景観まちづくりに対する意識を高めていくことを目的に実施します。

取組(案)

- ■景観まちづくりシンポジュウム、景観講座
- ・基本計画改定や条例改正を機会にシンポジュウムを開催します。有識者や先進事例の活動団体等に講演いただくことで、今後の景観まちづくりのあり方を考える機会とします。
- ・市民や事業者の景観に対する意識を醸成するため、景観をテーマとした講座やシンポジュウムの開催を 実施します。また、「景観」をテーマとした勉強会と言われると難しく感じますが、例えば写真や絵画、ガー デニングなどの興味・関心事と組み合わせた景観講座とすることで、一人一人が取り組みやすくなるよう 工夫していきます。
- ■景観資源マップづくり(出前講座)
- ・まちあるきという気軽に参加できるレクリエーションを通じて、景観をより身近なものとして捉え、魅力的な 景観・まちの課題を共有することを目的に実施します。
- ・集めた景観資源を活用して、景観資源マップやウォーキングルート等を作成し、地域で共有することや、学校の地域学習や地域への出前講座として実施します。

取組(案)

■写真・絵画コンテスト「小牧景観百選」

- ・身近な景観のなかの「お気に入りの風景」や「大切にしたい風景」などをテーマとした写真・絵画を募集します。さらに集まった写真(絵画)のなかから小牧市の特色を表す要素を市民の手によって選定します。
- ・コンテスト写真や絵画を通して、まちをじっくりと観察し、撮影(描写)することは、まちの景観の良さや課題を再認識する契機となります。また、作品を選定する市民にとっても魅力ある景観資源の発見、再認識につながります。

■デジタルアーカイブ

- ・市内の景観資源やまちなみの変遷をはじめ、暮らしのなかの風景を一元的に管理するデータベースとし て構築します。
- ・さらにウエブサイトとして公開し、市民・事業者からの投稿・活用を可能とし、オープンデータ化による景観 資源の活用を促します。

■景観まちづくりの情報発信

・魅力ある景観資源や景観づくりの取組などに関するさまざまな情報を気軽に入手できるよう、市の広報やホームページ、SNS、情報誌等に取りまとめ、広く情報を発信します。

■景観に関する表彰制度

・市民・事業者の景観に対する関心を喚起し、景観まちづくりへの貢献を顕彰するため、良好な景観形成に 寄与していると認められる建築物や樹木、まちなみ等に対して表彰します。

【開催イメージ(事例)】

■景観講座 ~写真家との景観フィールドワーク講座~

景観計画策定を契機に、地域の景観への興味関心、その魅力を知って頂くことを目的に地区別での「景観フィールドワーク講座」を開催。プロの写真家とカメラを持ってまちを歩き、景観の切り取り方などのアドバイスを受けながら、カメラ撮影を実施。撮影後は、写真を通してまちの景観を振り返る等、講評を行っている。

【島根県益田市】



https://www.jinakino.com/news/local/shimane-masuda-keikan3/

■景観資源マップづくり(出前講座)

地域や小中学校を対象とし、改めて我がまちを歩き、グループワークで「良いところ」「好きなところ」 「改善点」などについて、参加者同士で気づきを共有しながら、地図に書き込み「景観資源マップ」づくり を行う。このようなまちをよく見て観察するタウンウォッチングとワークショップへの参加を通じて、都市景観 の大切さや景観まちづくりに参加する意義を理解してもらい、景観形成への意識醸成を図る。

また、地域や小中学校を対象とした行政職員の出前講座メニューとして実施することも考えられる。 さらに、講座を通して収集した景観資源マップを散策コースとして紹介する「景観ルートマップ」として 発行することなどが考えられる。









ちなみマップ」作成の様子









▲こどもまち並み観察隊 群馬県桐生市

発表会の様子 ▲ジュニア景観士講座 北海道千歳市

https://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/data1/kouza_all.pdf



▲景観まちあるき講座 東京都練馬区

▲景観ルートマップ 東京都練馬区

https://nerima-keikan.jp/course/

■デジタルアーカイブ

写真・絵画コンテストや景観講座、市民・事業者からの投稿等で収集したデータを一元的に管理し、景観資源の情報を保存し、多くの市民・事業者に活用してもらうことを目的に実施する。

また、市内各地の歴史文化やまちなみの移り変わり等を合わせて掲載することで地域の学習資料として活用することが考えられる。

大分市では CC (クリエイティブコモンズ) ライセンスに基づき、資料画像はオープンデータとして公開しており、市に使用許可申請等を行うことなく、随時ダウンロードが可能となっている。ダウンロードデータを営利・非営利を問わず、印刷物や Web 掲載、展示、放送などに役立てることを可能としている。



▲おおいたの記憶 大分県大分市

▲地域景観資源アーカイブ 東京都練馬区

https://www.city.oita.oita.jp/o204/degitalarchive.html

https://search.nerima-keikan.jp/

■景観まちづくりの情報発信

景観形成への市民意識の醸成のため、魅力ある景観資源や景観づくりの取組などに関するさまざまな情報を市の広報やホームページ、SNS、情報誌等に取りまとめ、広く情報を発信する。

刈谷市では平成9年(1997年)より年1回の情報誌を発行している。住宅や商業建造物を建てる際の留意点を「まちづくりの作法」として紹介したり、先進事例視察「景観まちあるき講座」の開催報告、ガーデニングや写真家とのタウンウォッチング結果等、講座と連動した情報誌として取りまとめている。



▲Photo×Town Watching 2022年度(令和4年度)



▲「産業文化都市かりや」を景観から読み解く 2023年度(令和5年度)

景観まちづくりの情報発信「かりや景観れぽーと」年1回発行(第31号)

https://www.city.kariya.lg.jp/shisei/machizukuri/1004639.html

(2) 身近な景観を創り、育む取組

まちの景観を形成する公共空間においては行政が、民有空間においては市民や事業者が主体的に取り組むことが重要です。まずは一人ひとりが取り組めることから進め、次いで地区やエリア、団体単位、さらには各主体と連携した取組へと発展させていきます。

取組(案)

■美化・清掃活動の推進

- ・「小牧市の景観に関するアンケート調査」結果では、小牧市の景観を損ねている原因として、小・中学生から「ゴミのポイ捨てが多い」と最も多く指摘されています。「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」に基づき、市民・事業者等と連携し、地域環境の保全・美化を促進していきます。
- ・道路や公園におけるアダプトプログラムをはじめ、誰もが楽しんで地域の景観改善に取り組める仕掛けづくりを 行っていきます。

■緑豊かな景観づくり

・都市内の緑化を促進するため、花苗等の配布を行い、保育園や小中学校等の公共施設をはじめ、民間施設に おいて緑のカーテンや花壇づくりを推進します。

■遊休農地の活用

- ・良好な田園景観を創出するため、遊休農地や休閑地において花などの景観作物を栽培し、新たな花の景観づくりを行います。
- ■中心市街地活性化による新たな景観創出
- ・「小牧市の景観に関するアンケート調査」結果では、小牧市内の好ましくない景観として、「小牧駅周辺」が最も多く指摘されています。今後、小牧駅周辺整備に伴い、「小牧の顔」にふさわしい景観形成を図ると共に、滞在交流空間の創出や駅前周辺イルミネーションなどの中心市街地活性化の取組を促進し、市民・事業者との連携による新たな景観まちづくりを行っていきます。

【開催イメージ(事例)】

ゴミ拾いや草刈り活動などの地域の美化・清掃活動に対するイメージや価値観を変え、より楽しんで主体的に関わりたいと思える活動へと変えていく仕掛けを行う。

例えば、ごみ拾いにスポーツの要素を掛け合わせて競技化した日本発祥スポーツ"スポ GOMI"。世界大会が開催されるほど、子ども~大人までが夢中になる競技としてごみ拾いが行われている。



▲「ごみ拾いはスポーツだ」スポ GOMI

https://www.spogomi.or.jp/

スポ GOMI ルール

- ・1 チーム 3~5 人以下の編成。
- ・子ども(推奨年齢5歳以上)から大人まで参加可能。
- ・制限時間は1時間。
- ・集めたゴミをポイント化し、ポイント獲得数で競う



▲スポーツ草刈り BOSO(房総×防草)草刈サミット https://wellspo.jp/event/kusakari_summit2023/

スポーツ草刈りルール

雑草の生い茂る耕作放棄地を舞台に、くじ引きで割り当てられたエリアの草を草刈機(刈払機)で刈り取る競技「スポーツ草刈」。

2 人 1 組のチーム戦で、草刈りの速さではなく、仕上がりの「美しさ」を競う。

【本市の取組内容①】

■美化・清掃活動の推進

アダプトプログラム ~私たちのまちを 私たちの手で きれいに~ 地域住民等が身近な場所において容易に実施できる取組み のひとつに、アダプトプログラムがあります。アダプトプログラムと は、道路や公園等の公共施設をわが子のように愛情と責任をも って清掃し美化を行う取組です。

市内には現在、45団体が登録し、活動を行っています。

■緑豊かな景観づくり

市民参加による緑豊かなまちづくりを実現するため、公共施設の緑化、花いっぱい運動などの活動を行っています。また、公共施設や学校、事業所などの壁面や窓際に「緑のカーテン」を設置することにより、都市景観の改善や夏季の室内温度の上昇を抑制するなどの環境負荷低減にもつながっています。

■中心市街地活性化による新たな景観創出

中心市街地の将来像「グランドデザイン」を実現するため、市民の主体的なまちづくり活動 (コマナカ meet) により、中心市街地の活性化を目指しています。例えば、駅前をもっと居心地の良い場所にするため、市民がデザインしたストリートファニチャーを公共空間に設置する取組や、にぎわい創出のため、地元商店街や周辺企業と連携し、小牧駅周辺イルミネーションを行っています。



アダプトプログラムによる活動 出典:市ホームページ



花いっぱい運動(修景花壇) 出典:小牧市緑化推進機構活動報告



小牧駅周辺イルミネーション 2023 出典:市ホームページ

(3) 身近な景観を守り、継承する取組

将来に渡って良好な景観を継承していくため、市民、事業者と協働・連携しながら、本市を構成する景観要素を守り、継承する取組を展開します。

取組(案)

■景観団体の認定

・小牧市景観条例第23条に基づき認定される一定の地域における景観形成を図ることを目的として組織された団体を景観団体として認定し、より良い景観形成に向けて連携していきます。

■史跡や文化財の保存・活用

・本市には国指定史跡小牧山をはじめ、地域の伝統的行事があり、特色ある景観要素となっています。重要な歴史的・文化的な景観構成要素として、今後も守り育んでいくため、文化財の保存・活用を進めていきます。

■太陽光発電施設の設置に関する規制・景観ガイドライン

- ・太陽光発電施設は、再生可能エネルギーを活用することによって地球温暖化対策に資するものですが、立地場所や設置・運用の仕方によっては、地域住民等の生活環境や、地域で保全しようとしている景観等に 影響を及ぼすおそれがあります。
- ・太陽光発電施設の設置に関する条例や仕組みを構築するとともに、景観法上必要な届出制度や届出対象の規模、設置にあたっての配慮事項をとりまとめたガイドラインの作成を検討します。

■空き地・空き家対策

・「小牧市の景観に関するアンケート調査」結果より、小牧市の景観を損ねている原因として、「空き地の雑草が生い茂っている」が最も多く指摘されています。近年、人口減少や少子高齢化に伴い、空き地や空き家が増えており、管理が行き届かない空き地や空き家が地域の景観に影響を与えています。このため、空家等対策計画に基づき、空家等の利活用や適切な管理を促進していきます。

■違反簡易広告物除却活動事業

・違反簡易広告物のうち、はり紙、はり札、立看板等を街からなくすため、小牧市違反簡易広告物除却活動 制度要綱に基づき、認定された市民団体との連携により除却活動を実施します。

■屋外広告物条例の制定

- ・現在、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為については、愛知県屋外広告物条例に基づき、規制・誘導が実施されています。今後、本市における望ましい景観形成の促進、取組強化のため、市独自の屋外広告物条例の制定を検討します。
- ・また、条例の内容を分かりやすく事業者等へ伝えるため、屋外広告物ガイドラインの作成を検討します。

■地区計画等の法令制度の活用

・都市計画法に基づく地区計画などの景観形成に関わる既存の制度を有効に活用していきます。

■他計画・関連部局との連携及び整合

・本市では「都市計画マスタープラン」をはじめ、「緑の基本計画」「空家等対策計画」など既に様々な計画が策定されており、これらの計画の中には本市の景観まちづくりに関わる事項も示されています。これらの計画を実施する際には、本計画の基本理念や基本方針等との整合を図りながら、庁内はもとより、市民や事業者と協働・連携しながら景観まちづくりを推進していきます。

【本市の取組内容②】

■都市景観団体の認定

都市景観形成重点区域「やすらぎみち」を対象に「都市景観 形成重点地域の景観を守る会(通称:やすらぎみちの景観を守 る会)」が令和2年(2020年)6月に認定されました。

やすらぎみちは、「小牧の顔と心をつなぐ、歴史的趣と調和した 緑豊かなシンボルロード」を目指し、電線類の地中化や歩道・車 道の整備が行われてきました。この区域には、社寺をはじめとし た歴史・文化の趣とともに、豊かな自然環境が保たれており、市 のシンボルである「小牧山」への散歩道として親しまれています。

小牧山をはじめとした優れた自然景観をまちづくりに活かし、 良好な景観形成を図るため、市民の立場から、以下の4つの活動に取り組んでいます。

- ① この区域の街並づくりのルールが守られるように協力する。
- ② 小牧山を眺望できる街並み景観が守られるように協力する。
- ③ 区域内に建築物等の設置が新たに申請されたときは、市民の立場で評価する。
- ④ 景観を守るための美化活動を行う。





やすらぎみちの風景 出典:こまき環境広報(第 53 号)

■史跡や文化財の保存・活用 ~史跡小牧山保存活用計画~

小牧山は本市を代表する景観構成要素となっています。一方で小牧市歴史館等の施設の老朽化や樹木のあり様等史跡の状況が策定当時から大きく変化してきています。また、発掘調査により、史跡に対する新たな知見が加わってきました。

そこで貴重な文化財である史跡小牧山がもつ価値を守り、後世に伝えていくため、史跡小牧山の保存活用計画を令和2年(2020年)3月に策定しました。

本計画に基づき、史跡小牧山の本質的価値を明らかにするとともに、調査に基づいた適切な保存管理、保存に影響を及ぼさない活用・整備を進めていきます。



史跡小牧山(上空から) 出典:史跡小牧山保存活用計画

■空き地・空き家対策 ~空家等対策計画~

近年、人口減少や少子高齢社会に突入し、居住その他の使用がなされていない空き家等が増加の傾向にあります。また、こうした空き家等の中には、適切に管理がされていない結果として景観をはじめ、防災や衛生など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。

このため、小牧市空家等対策計画に基づき、空き家等の発生 抑制や利活用促進、管理が行き届かない危険な空き家の除却 など、適切な管理がなされるよう取り組んでいきます。



良好な住宅景観イメージ 出典:空家等対策計画

【本市の取組内容③】

■違反簡易広告物除却協働事業 ~認定団体によるパトロール~ はり紙やはり札などの違反簡易広告物は、屋外広告物法令で は地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた者しか除 却できないこととなっています。

そこで小牧市では、違反簡易広告物のうち、はり紙、はり札、立 看板等を街からなくすため、小牧市違反簡易広告物除却活動制 度要綱を制定し、認定された団体と協働で除却活動を行ってい ます。今後もこのような市民との協働により、地域の景観を守る活 動の輪を広げていきます。



見回り活動の様子 (米野小学校区内にて) 出典:市ホームページ

■小牧市無電柱化推進計画

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)」に基づき、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めています。

| 無電柱化の目的

無電柱化を推進することにより災害に強く、安全に安心して生活できる環境が整備され、また、まちなみが整うことにより、魅力あるまちとなります。

本市では次の3点を目的として、国や愛知県、関係事業者と連携して無電柱化を推進します。

(1)防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等において、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、緊急車両等が円滑に走行できる道路を確保し、電気や通信等のライフラインの安定供給を確保するため。

(2)安全・円滑な交通確保

主要な駅や公共施設周辺、観光地等の歩行者や車いす利用者が多い歩道上の電柱や、歩道のない 道路の路肩部の電柱は、安全で円滑な通行を妨げる恐れがあるため。

(3) 景観形成 · 観光振興

本市の景観は、小牧山を始めとする多くの歴史的文化資源や自然景観がありますが、電柱や地上に張り巡らされた電線等がこれらの良好な景観を阻害する恐れがあり、これらの良好な景観を保全し、地域の魅力向上を図るため。

2 小牧市における無電柱化の現状

本市が管理する道路における無電柱化は、小牧駅から小牧山へ繋がるシンボルロードや市道小牧駅西線など、令和6年8月末時点の整備済みの道路延長は約1.6kmとなっています。





シンボルロード(市道小牧市之久田線)

【ガイドライン(事例)】

■屋外広告物ガイドライン

屋外広告物設置の際に景観形成の手引きとして活用。屋外広告物の設置者をはじめ、施工などに関わるすべての方に、屋外広告物が周囲のまちなみに及ぼす影響を認識してもらい、魅力的な景観形成について屋外広告物から取り組んでもらうことを目的にガイドラインを作成する。



▲犬山市(犬山城下町)

▲田原市

■太陽光発電施設の設置に関する規制・景観ガイドライン

近年、設置されることが多い太陽光パネルは、その規模、形態、色彩、設置場所などにより、周囲の景観に影響を及ぼす恐れがあることから、太陽光発電システム(太陽光パネル)を設置しようとする場合のルールを新たに定める事例が増えている。

【犬山市 景観計画(令和5年(2023年)3月改定)】

④太陽光パネルの設置

ア.美しい景観づくりのルール

表 太陽光パネルの設置の景観づくりのルール

項目	景観づくりのルール		
位置・形態	・既存の周辺景観に配慮し、樹木の伐採は必要最小限に留め、設置角度が一定になるように努める。・太陽光パネル及びそのフレームなどは、黒色、濃灰色、濃茶色、濃紺色を用いた低反射素材とし、周囲の景観の中で目立たないよう配慮する。		
遮蔽	・道路や公園などからの近景に配慮し、容易に望見できないように、敷地周 遮蔽 自然環境に調和した植栽や、まちなみに調和した塀や格子、生垣、ルーバー どで遮蔽するよう努める。		

▲犬山市 景観計画「第3章良好な景観の形成に関する方針とルール」

(届出対象行為:1,000 ㎡以上の設置)

【郡上市景観計画(令和6年(2024年)3月改定)】

2工作物の建設等

対象物件	市域全域	 ・ 高さ 15m以上 ・ 擁壁等については見附面積 50 ㎡以上のもの ・ 太陽光発電設備については、太陽電池モジュール (パネル)の合計面積が 1,000 ㎡以上のもの
	景観体験軸に指定 した道路・鉄道か ら幅 50mにかかる 工作物	・高さ 10m以上・擁壁等については見附面積 30 ㎡以上のもの・太陽光発電設備については、太陽電池モジュール (パネル)の合計面積が 300 ㎡以上のもの
	歴史的風致維持向上計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 (平成20年法律第40号)第5条に規定する歴史的風致維持向上計画をいう。)で 位置付ける維持向上すべき歴史的風致の範囲及び重点区域に設置する太陽光発電 設備については全てのもの。ただし、自家用で発電力10kw未満のものは除く。	
対象行為		新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更すること となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、工事 に必要な仮設のものは除く。

▲郡上市 景観計画「第3章 建築・開発行為等の制限に関する事項」

【田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン(令和2年(2020年)4月)】

田原市景観基本計画(平成25年(2013年)3月策定)で定める「山の景観エリア」及び「海の景観エリア」並びに「沿道景観軸」のうち道路境界から20mの区域においては、事業者に対して設置事業を行わないよう協力を求めている。また、発電設備の出力が10kW以上50kW未満の設置事業を行う事業者は届出を求めている。



▲設置の自粛を求める区域

https://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/gomi/1000033/1003548/index.html

【恵那市太陽光発電設備設置に関する条例(平成30年(2018年))の手引き】

開発面積 I,000 ㎡以上を超える場合には、事前届出や地域住民との同意や協定締結を太陽光発電設備設置事業事業者に協定の締結を求めることができるとしている。

https://www.city.ena.lg.jp/material/files/group/23/taiyoukoutebikikai.pdf

(4) 景観に関わる体制や仕組みの構築

本計画の推進にむけて、庁内体制の構築や関係機関との調整を図ると共に、計画推進の体制を構築します。

■小牧市景観計画及び小牧市景観条例の効果的な運用

- ・景観計画に掲げる景観づくりの基本理念や基本方針等の景観施策を総合的に推進していくためには、あわせて制定を行う「小牧市景観条例」の適切な運用とともに、必要に応じた適切な見直しが必要になります。
- ・また、関連する条例等と連携を図り、効果的な運用を図ります。

■小牧市景観審議会の設置及び運用

・本市の良好な景観形成に関する事項を広く審議するため、景観に係わる学識経験者等で構成される「小牧市景観審議会」を設置し、以下の事項について審議していきます。

「小牧市景観審議会の主な審議事項」

- ・景観計画の見直し、景観まちづくりの推進にあたっての重要事項
- ・景観法(届出制度)に基づく勧告や命令等に関する事項
- ・景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定に関する事項
- ・景観重点地区の指定、景観団体の登録・認定に関する事項
- ・景観計画に掲げる施策の進捗状況の検証 等

3 景観形成の進捗管理について

良好な景観形成を推進していくためには、市民や事業者等への普及啓発、制度の適切な運用や活用、 適切な規制誘導の実施、各種の関係機関との連携等を実施し、これらを継続し続けていくことが大切で す。

市民意識調査の実施や届出状況の実態等を整理し、景観形成に係る施策の効果を把握しながら、必要に応じて適宜見直しを行うなど、施策の進捗管理を行っていきます。

